

第11回持続可能な国土管理専門委員会

国土利用計画ヒアリング

参考資料

平成18年9月14日

農林水産省

国土利用計画ヒアリング参考資料 目次

1. 食料・農業・農村基本計画のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント・・・・・・・・・・・・ 6
3. 品目横断的経営安定対策とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
4. 集落の資源・環境を守ろう～農地・水・環境保全向上対策に向けて～・・・ 3 7
5. 土地改良長期計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
6. 新たな土地改良長期計画（H15～H19）における施策と目指す成果の概要・ 4 3

食料・農業・農村基本計画のポイント

第 1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

前計画策定後の食料・農業・農村をめぐる大きな情勢の変化を踏まえ、10 年程度を見通した上で農政全般にわたる改革を早急を実施

[情勢の変化]

- ・ 食の安全や健全な食生活に対する高い関心（BSE や不正表示事件の発生）
- ・ 多様化・高度化するニーズ（食品産業の輸入農産物依存の高まり）
- ・ 農業の構造改革の立ち遅れ（農業者の減少・高齢化、規模拡大の遅れ）
- ・ 多面的機能や農村に対する期待（持続可能な社会の実現への要請）
- ・ グローバル化の進展（WTO/EPA 交渉、アジア諸国の経済発展）

改革の推進に当たっては、特に以下の点に留意

[改革の視点]

- ・ 効果的・効率的で分かりやすい政策体系の構築
- ・ 消費者の視点の施策への反映
- ・ 農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進
- ・ 環境保全を重視した施策の展開
- ・ 農業・農村における新たな動きを踏まえた施策の構築

第 2 食料自給率の目標

食料自給率向上に向けた取組が十分な成果をあげていない要因を検証

[動向]

前基本計画を策定した平成 11 年度から 15 年度まで、供給熱量ベースの総合食料自給率は 40%で横ばい。品目別自給率も、麦・大豆等以外は、横ばい又は低下

[検証]

消費面

- ・ 「食生活指針」の取組が、具体的な食生活の見直しに結びついていない
- ・ 米等の消費拡大対策が、性別・世代別の消費動向やライフスタイルの変化等を踏まえていない
- ・ 食の安全へ関心が高まっているが、国産農産物の有利さが活かされていない

生産面

- ・ 加工・業務用需要を含め、消費者・実需者ニーズの把握・対応が不十分
- ・ 担い手の育成・確保が不十分なこと、耕畜連携による飼料作物生産が進まなかったこと等から、効率的に農地が利用されず、不作付地・耕作放棄地が増加

今回の目標設定に当たっては、上記の検証を踏まえ、生産及び消費の両面において重点的に取り組むべき事項を明確化

[重点的に取り組むべき事項]

- 消費面： 分かりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開
米を始めとした国産農産物の消費拡大の促進
国産品に対する消費者の信頼の確保
- 生産面： 経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進
食品産業と農業の連携の強化
担い手への農地の利用集積、耕畜連携による飼料作物の生産等
を通じた効率的な農地利用の推進

さらに、消費者・実需者の多様なニーズに対応した国内農業生産の増大を図ることが急務であることを踏まえ、カロリーベースの目標設定を基本としつつも、生産額ベースの目標も併せて設定

自給率向上の取組が迅速かつ着実に実施され、できるだけ早期に向上に転じるよう、施策の工程管理を適切に実施。また、国だけでなく、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、消費者・消費者団体からなる協議会を設立し、適切な役割分担の下で主体的に取組

[関係者の主体的取組]

- ・ 地方公共団体：地域の条件や特色に応じて、地域の基幹産業としての農業の振興の取組（地域の食料自給率や地産地消の取組の目標の設定等）
- ・ 農業者：消費者・実需者ニーズを積極的に把握した農業生産を行うとともに、農地の利用集積等の取組
- ・ 農業団体：地域農産物の需要・生産の拡大や、担い手の明確化、集落を基礎とした営農組織の法人化等による地域農業の再編、地方公共団体等と連携した地域の各種目標の実現に向けた取組等
- ・ 食品産業事業者：適切な食品表示による正確な情報の提供、農業との連携を通じた食品流通の合理化や国産農産物市場開発等
- ・ 消費者・消費者団体：生産者との交流への積極的取組、栄養バランスの改善や食べ残し・廃棄の減少等の食生活の主体的な見直し等

基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指しつつ、平成27年度の自給率の目標は、上記の取組により実現可能な生産と消費の水準を踏まえ、以下のとおり設定。

	平成15年度(%)	平成27年度(%)
カロリーベースの総合食料自給率	40	45
生産額ベースの総合食料自給率	70	76
主食用穀物自給率	60	63
飼料用を含む穀物全体の自給率	27	30
飼料自給率	24	35

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

食料・農業・農村をめぐる情勢の変化への的確な対応や、自給率向上に向けた施策の充実等に重点を置き、施策を展開

食料の安定供給の確保に関する施策

食の安全と消費者の信頼の確保

科学的原則に基づいたリスク管理を通じ、農場から食卓までの食の安全を確保するとともに、原産地表示の推進やトレーサビリティの導入拡大を通じ、消費者の信頼を確保

望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

適正な食事の摂取量を分かりやすく示したフードガイド（仮称）の策定・活用を始め、世代別の対象に合わせた実践的な食育の取組を国民運動として推進し、国民一人一人が食について考え判断できる能力を養成

地産地消の推進

生産者と「顔が見え、話ができる関係」で地域の農産物・食品を購入する機会を消費者に提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を推進

食料の輸入の安定確保と不測時における食料安全保障

EPAの締結等を通じた食料輸入の安定化・多元化、適切かつ効率的な備蓄、食料安全保障マニュアルの点検・整備等を推進するとともに、途上国への技術協力・資金協力や食料援助、国際的な食料備蓄体制の整備を推進

農業の持続的な発展に関する施策

望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

認定農業者制度の活用により、地域における担い手を明確化し、これらの者を対象に、施策を集中的・重点的に実施

その際、集落を基礎とした営農組織のうち、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものも担い手として位置付け、小規模農家や兼業農家も、担い手となる営農組織の一員となることができるよう、農地の利用集積を図りつつ、営農組織の育成と法人化を推進

人材の育成・確保等

就業形態や性別等を問わず、新規参入を促進し、幅広い人材を確保。さらに、女性の農業経営、地域社会への参画を促進するとともに、高齢者が生きがいを持って活動するための取組を促進

農地の有効利用の促進

優良農地の確保と有効利用の促進の観点から、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、

耕作放棄地の発生防止・解消のための施策の充実

株式会社等のリース方式での参入を認める構造改革特区を全国展開 等

経営安定対策の確立

農業の構造改革を加速化するとともに、国際規律の強化にも対応し得るよう、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換

多様な経営発展の取組の推進

農産物の加工・直売等の経営の多角化、契約栽培や環境保全型農業への取組も含んだ経営の複合化など、経営発展に向けた多様な取組を推進

米の需給調整の在り方については、農業者や産地が需要に即応し、主体的な判断により、売れる米を適量生産する姿の実現に向けて米政策改革を推進する中で、あるべき姿を構築

農業と食品産業の連携の促進

今後も増大が見込まれる加工・外食用需要に対応した取組を推進するとともに、地域における食品産業関連の産学官の連携の形成や産地ブランドの振興等を通じて、農業と食品産業との結びつきや異業種の知恵の活用を強化

農産物・食品の輸出の促進

我が国の高品質な農産物の特性を活かした輸出を促進するため、関係者が連携し、通年の販売促進や輸出ニーズに対応した産地づくり、EPA等を通じた輸出先国の市場アクセス改善など、総合的な取組を推進

経営発展の基礎となる条件の整備

担い手による現地実証を行うなどにより、生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及を進めるとともに、関係団体や都道府県による行動計画の改定・公表の取組を通じて農業生産資材費の一層の低減を促進

農業生産の基盤の整備

地域の営農ビジョンに即し、担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤の整備や農地・農業水利施設等の適切な更新・保全管理等を推進

農業生産環境施策の導入

我が国農業全体を環境保全を重視したものに転換

農業者が取り組むべき規範を策定し、それを実践する農業者に対して各種支援策を講じていく（クロス・コンプライアンス）

環境負荷の大幅な低減を図る先進的取組への支援

バイオマス資源の利活用

従来の利活用の中心であった廃棄物系バイオマスだけでなく、未利用バイオマスや資源作物の利活用を積極的に推進することにより、食料生産の枠を越えた農業の新たな展開を促進

農村の振興に関する施策

資源保全施策の構築

農地・農業用水等を適切に保全管理するため、地域住民等が一体となり、農村環境の保全等にも役立つ効果の高い取組を促進

農村経済の活性化

先進事例の全国への発信等の取組を通じ、地域の特色を活かした多様な産業の育成を図るとともに、中山間地域等では農業生産条件の不利の補正等を継続的に実施することにより、農村経済を活性化

都市と農村の共生・対流

観光立国の枠組みとも連携して、グリーン・ツーリズムの取組を充実させるなど、都市と農村の共生・対流を推進

快適で安全な農村の暮らしの実現

道路、污水处理施設、情報通信基盤等の生活環境の整備や、高齢化に対応した医療・福祉等のサービスの充実、治山・治水対策、土砂災害対策、道路防災対策、農地防災対策等の防災対策を推進

団体の再編整備に関する施策

関連する諸制度の在り方の見直しに併せた、団体（農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）の効率的な再編整備、団体と関係機関相互の担い手育成支援窓口の一元化を推進するとともに、地域のニーズに応じた森林組合、漁業協同組合を含む団体間の連携促進方策を検討

第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

食料・農業・農村政策推進本部を中心に、政府一体となった施策の推進
施策具体化の工程を明らかにし、政策評価を活用して計画的に推進
目的に応じた施策の選択と集中的実施を通じ、財政措置を効率的かつ重点的に運用

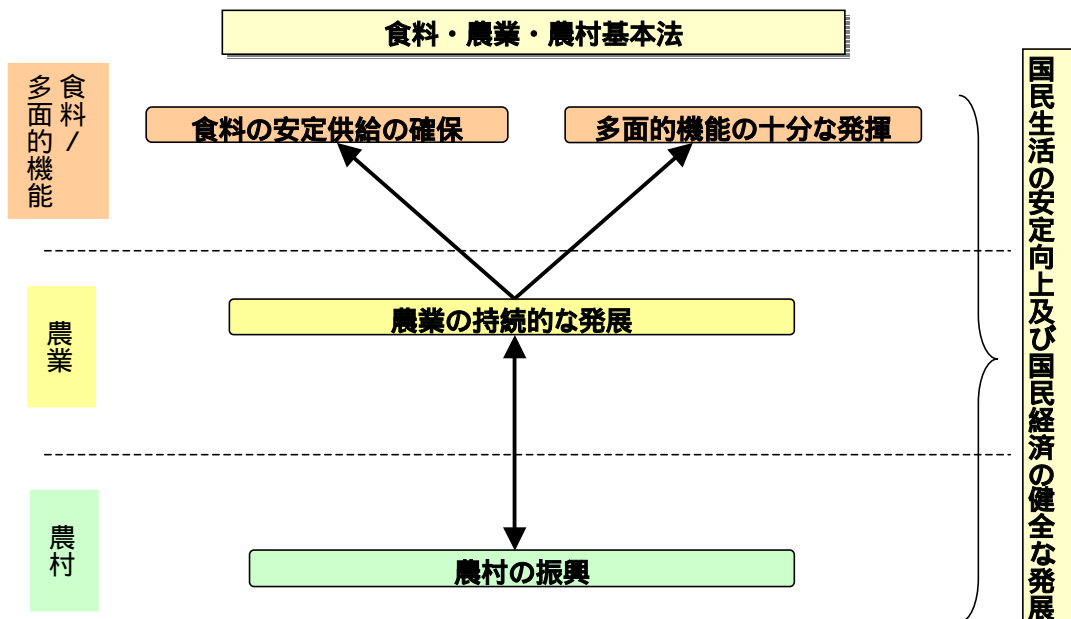
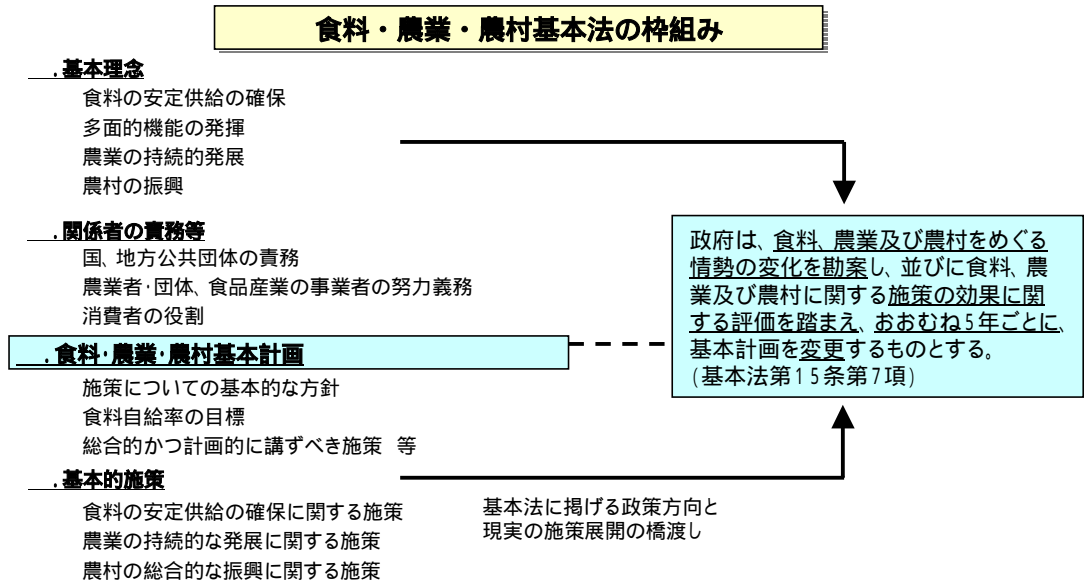
情報公開と国民との意見交換を通じ、施策決定・実行の透明性を確保
施策の効果的・効率的な推進のための体制を整備

**新たな
食料・農業・農村基本計画
のポイント**

農林水産省

食料・農業・農村基本計画とは

平成17年3月、政府は、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化などを踏まえ、平成12年3月に策定された基本計画を見直し、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする新たな基本計画を策定しました。



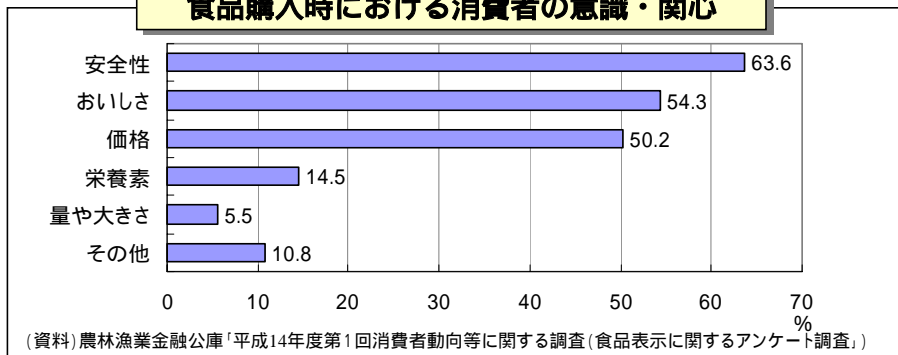
第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と改革の必要性

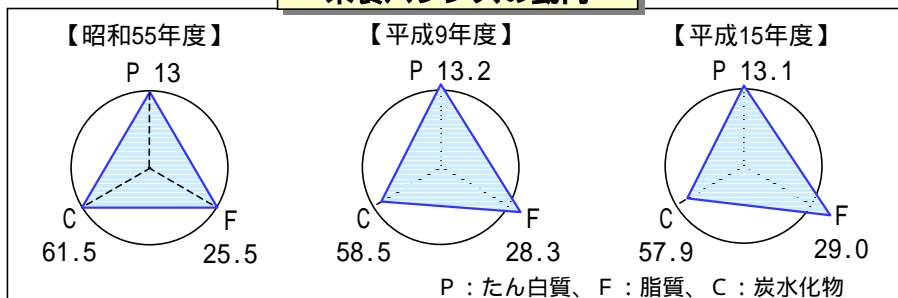
食の安全・健全な食生活に対する関心の高まり

- ・ BSEの発生などを契機に食の安全に対する消費者の信頼が揺らいでいます。また、国民の食生活については、栄養バランスの崩れや食習慣の乱れが見られます。
- ・ 農場から食卓まで一貫して食の安全を確保し、消費者の信頼を回復するとともに、健全な食生活を実現するための取組を進める必要があります。

食品購入時における消費者の意識・関心



栄養バランスの動向



消費者・実需者ニーズの多様化・高度化

- ・ 消費者の加工食品や外食志向の高まりなどに国内農業が十分対応できていないことから、食品産業は国産ではなく輸入農産物への依存度を高めています。
- ・ 家庭用需要だけでなく、加工・業務用需要に対応できる国内農業生産体制に転換していくことが急務です。

グローバル化の進展

- ・ WTO、EPAなど我が国経済社会のグローバル化が進展しています。一方、アジア諸国の所得水準の上昇により我が国農産物は輸出拡大の好機を迎えています。
- ・ 構造改革を通じて国内農業の競争力の強化を図るとともに、国境措置に過度に依存しない政策体系を構築する必要があります。また、輸出の拡大に向けて、より戦略的な取組が必要です。

農業の構造改革の立ち遅れ

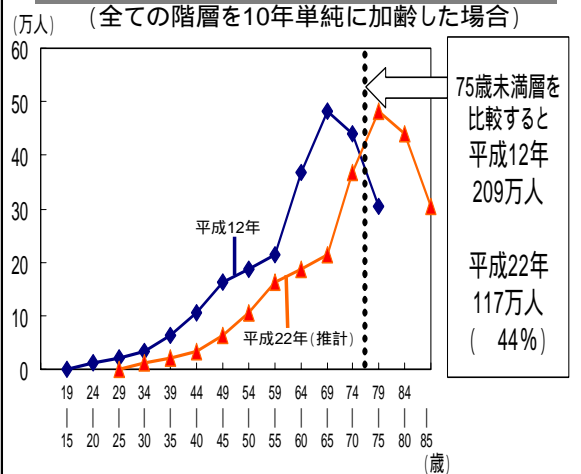
- ・ 農業就業人口の減少や高齢化が進展する中で、水田作・畑作といった土地利用型農業を中心に経営規模の拡大が遅れており、農業の生産構造のぜい弱化が進行しています。
- ・ 地域農業の担い手を育成・確保するとともに、担い手への農地の利用集積を促進し、構造改革を加速化していく必要があります。

農家一戸当たりの平均経営規模の推移

	昭和35 (A)	50	60	平成15 (B)	(B/A)
経営耕地(ha)					
北海道	3.54	6.76	9.28	17.18	4.9
都府県	0.77	0.80	0.83	1.24	1.6
部門別(全国)					
水稲(a)	55.3	60.1	60.8	85.5	-
乳用牛(頭)	2.0	11.2	25.6	57.7	28.9
肉用牛(頭)	1.2	3.9	8.7	28.6	23.8
養豚(頭)	2.4	34.4	129.0	1031.3	429.7

資料：経営耕地、水稲については「農林業センサス」、農業構造動態調査、畜産部門については「畜産統計」、「家畜の飼養動向」
 注：1) 平成15年の経営耕地は、販売農家(経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家)の数値である。
 2) 部門別の水稲の15年の数値は、販売目的で水稲を作付けた販売農家の数値である。

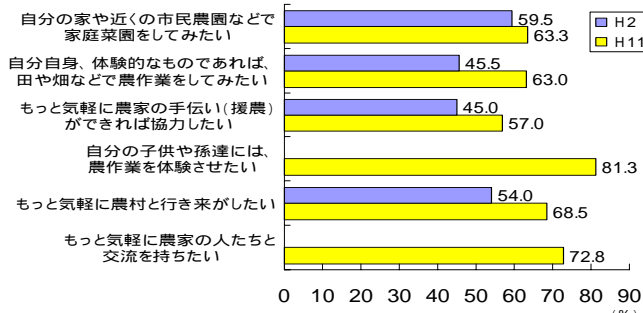
年齢別基幹的農業従事者数の推計



多面的機能や農村に対する期待の高まり

- ・ ゆとり・安らぎなどの価値観が重視されるようになる中で、豊かな自然環境や美しい景観に触れ合うことのできる農村への期待が高まっています
- ・ 地域住民だけでなく、都市住民を含めた国民全体の生活を支える共有財産として、農村を振興していく必要があります。

都市住民の農業・農村への関心の高まり



資料：(株)博報堂生活総合研究所「食と農業に関する意識調査」
 注1：首都圏居住の非農業者400名を対象とするアンケート調査
 注2：印の調査項目は、平成11年に新設された項目である



改革に当たっての基本的視点

以下の視点を踏まえ、既存施策の見直しや新たな施策を構築します。

効果的・効率的で分かりやすい政策体系の構築

- ・ 目的を明確化した施策を適切な対象に集中的に実施するなど、効果的・効率的で国民に分かりやすい政策体系を構築していきます。
- ・ 特に、農業を産業として振興する産業政策と農村地域を振興・保全する地域振興政策について、その関係を十分に整理した上で、講じていきます。

消費者の視点の施策への反映

- ・ 消費者の信頼に応え、消費者から支持される食料供給の実現に向け、消費者の視点を反映した施策を展開していきます。

農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進

- ・ 民と官、地方と国の役割分担を明確にした上で、農業者や地域の自立を促すとともに、その主体的な取組を重点的に支援します。

環境保全を重視した施策の展開

- ・ 我が国経済社会を環境に配慮した持続可能なものに転換していくことが重要な課題となっている中で、農業が本来有する自然循環機能を発揮することにより、農業生産の全体の在り方を環境保全に貢献する営みに転換していきます。

農業・農村における新たな動きを踏まえた「攻めの農政」の展開

- ・ 農業・農村の現場に現れてきている地域の知恵と個性を活かした意欲的な取組を積極的に受け止め、新たな施策を構築していきます。

第2 食料自給率の目標

食料自給率の現状

平成12年に策定した前基本計画においては、22年度におけるカロリーベースの総合食料自給率の目標を45%に設定しましたが、11年度から15年度までの間の食料自給率の動向をみると、40%と横ばいで推移しています。

前計画での自給率向上に向けた取組が十分な成果をあげていない要因

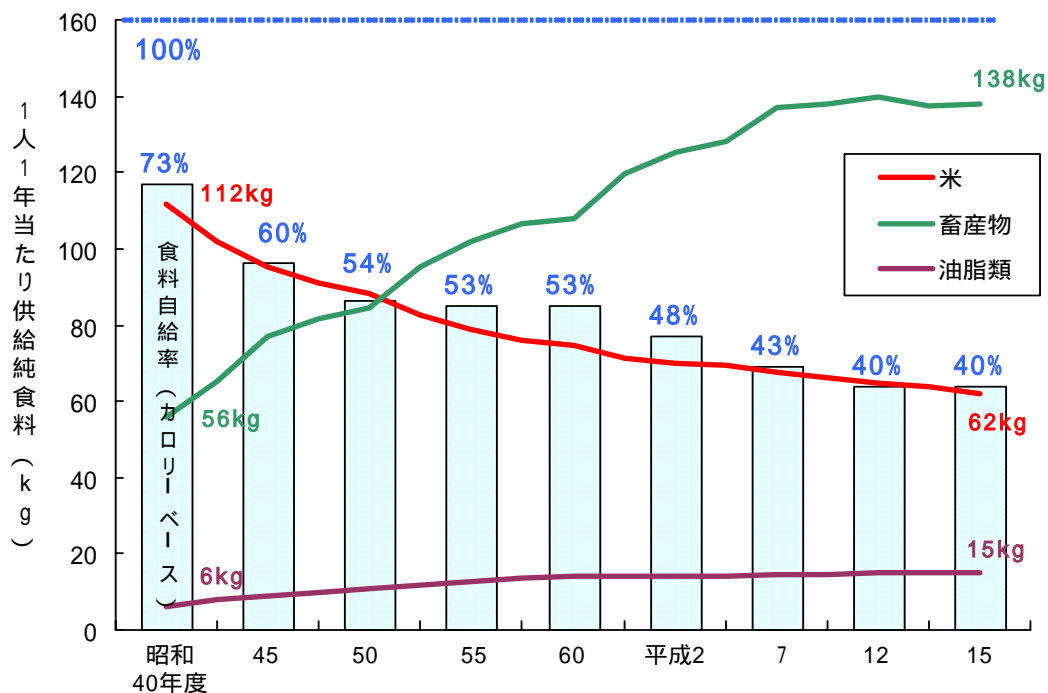
【消費面】

「食生活指針」の取組が、具体的な食生活の見直しに結びついていない
米等の国産農産物の消費拡大対策が、性別・世代別の消費動向やライフスタイルの変化等を十分に踏まえていない
食の安全へ関心が高まっているが、国産農産物の有利さが活かされていない

【生産面】

加工・業務用需要を含め、消費者・実需者ニーズの把握・対応が不十分
担い手の育成・確保が不十分なこと、耕畜連携による飼料作物生産が進まなかったこと等から、効率的に農地が利用されず、不作付地・耕作放棄地が増加

食料自給率（カロリーベース）の推移



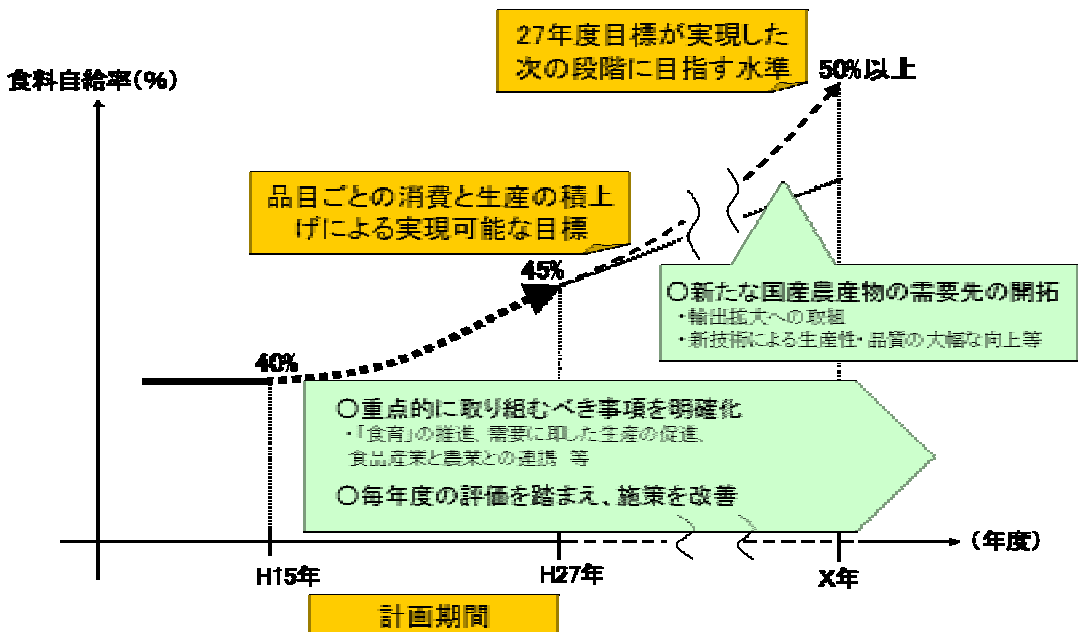
新たな食料自給率の目標

食生活の見直しと同時に、多様化している消費者ニーズに応えた生産を促進し、食料自給率の向上を図っていきます。

そのため、将来的にはカロリーベースの食料自給率を5割以上とすることを目指しつつ、実現可能性を考慮して、10年後の平成27年度には45%とする目標を設定しました。

また、カロリーベースの目標設定を基本としつつも、カロリーの比較的低い野菜や果実、飼料の多くを海外に依存している畜産物の生産活動を、より適切に示すことができる生産額ベースの食料自給率についても新たに目標化しました。

	平成15年度 (%)	平成27年度 (%)
カロリーベースの総合食料自給率	40	45
生産額ベースの総合食料自給率	70	76
主食用穀物自給率	60	63
飼料用を含む穀物全体の自給率	27	30
飼料自給率	24	35



自給率向上に向け重点的に取り組むべき事項

前計画の下での自給率の向上に向けた取組が十分な成果をあげていない要因の検証を踏まえ、目標の達成に向け、消費・生産の両面において重点的な取組を展開します。

【消費面】

分かりやすく実践的な「食育」や「地産地消」の全国展開
米を始めとした国産農産物の消費拡大の促進
国産農産物に対する消費者の信頼の確保

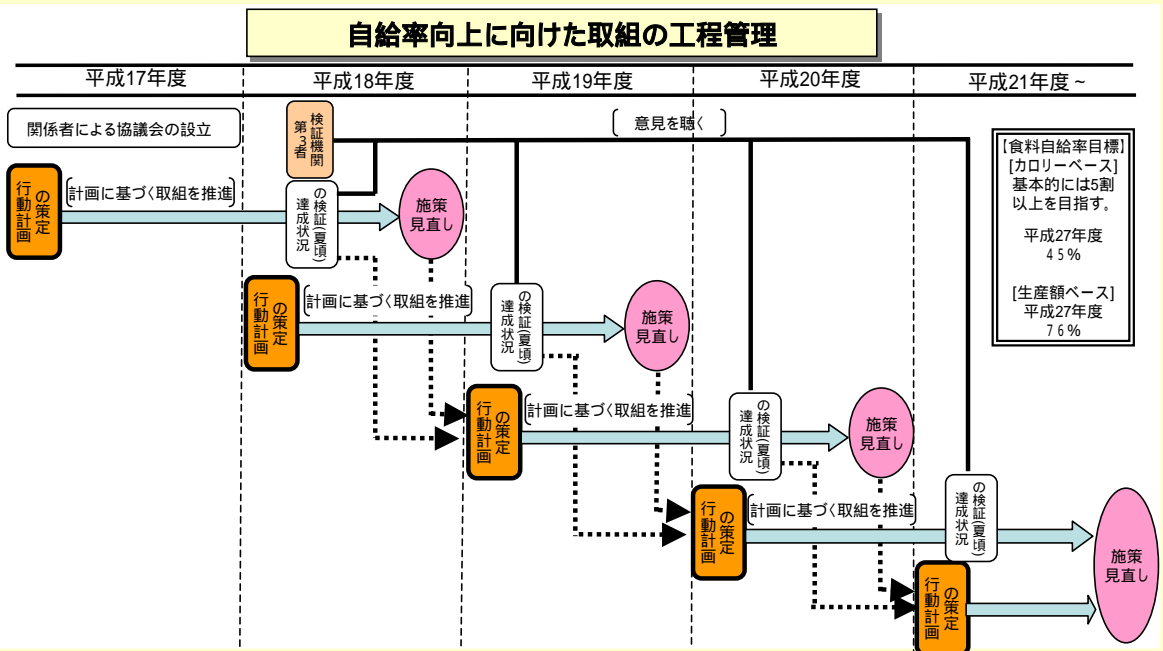
【生産面】

経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進
食品産業と農業の連携の強化
担い手への農地の利用集積、耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用の推進

関係者の役割と工程管理

自給率の向上のためには、国だけでなく、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業、消費者・消費者団体が、適切な役割分担の下に、主体的に取り組むことが必要です。

また、的確な工程管理が重要であり、国やこれらの関係者で構成される協議会を設立するとともに、毎年、行動計画を策定し、関係者一体となった計画的な取組を推進します。



第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

実施時期、手法などの施策具体化の工程や達成目標等を明らかにするとともに、政策評価を積極的に活用しながら、以下の施策を推進していきます。

食料の安定供給の確保に関する施策

食の安全と消費者の信頼の確保に向けて、国民の健康を最優先した施策、消費者への情報提供を推進します。

食品の安全性の確保

- ・ 農業生産において病原微生物等の食品安全危害を最小にすることを目的に、主な作物別のGAP(適正農業規範)の策定と普及のためのマニュアルを整備し(17、18年度)、農業者等による自主的な導入と実践を促進することなどを通じ、農場から食卓までの食品の安全性を確保します。(17年度～)。

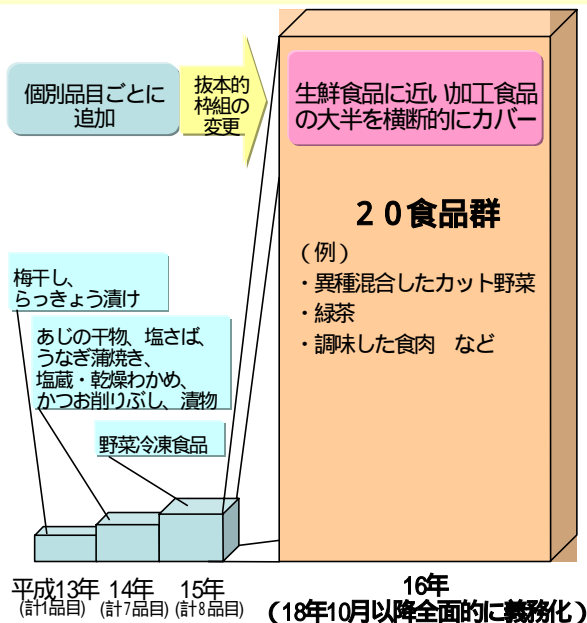
原産地表示の推進

- ・ 生鮮食品に近い加工食品の全てについて原則として表示を義務付けます(18年度)。
- ・ 外食における表示のためのガイドラインを整備し(17年度)、外食における活用を促進します。

トレーサビリティ・システム(生産流通情報把握システム)の導入推進

- ・ 牛の個体識別情報を追跡・確認できる牛肉のトレーサビリティ制度を適切に運営します。また、牛肉以外の食品についても、農業者・食品産業事業者等による自主的な導入を促進し、生鮮食品及び加工度の低い加工品を対象として5割の品目への導入を目指します(19年度までに)。

加工食品の原料原産地表示の義務付け品目の拡大



わかりやすく実践的な食育を推進します。

様々な関係者と連携した国民運動の展開

- 食について自ら考え、判断ができる能力を養う食育を、教育、医療、食品加工・外食など関係者との十分な連携の下、国民的な運動として推進します(17年度～)。

フードガイド(仮称)の策定と活用

- 国民一人一人が食生活の問題点を把握し、健全な食生活に向けた具体的な行動に結びつけることができるよう、適正な食事の摂取量を分かりやすく示したフードガイド(仮称)を策定します(17年度)。また、このフードガイドが外食のメニュー、小売店等の売場、食品の包装などでも活用されるよう、マニュアルを策定し(17年度)、その活用を促進します。

フード・ガイド・ピラミッド【米国の事例】



地産地消の取組を推進します。

地域における地産地消計画の策定促進

- 消費者には生産者の顔が見え話ができる関係を、地域農業者には新たな需要を、地域経済には活性化の機会を提供する地産地消について、各地域において取り組むべき事項や目標などを明らかにした実践的な計画の策定を促進します(17年度)。

食料の安定供給や地域経済の活性化に重要な役割を果たしている食品産業の競争力の強化を図ります。

健康や食の安全への関心の高まりに対応した研究開発の促進

- 産学官の連携や競争的研究資金制度の活用などにより、機能的食品の開発や、食品の鮮度保持・品質管理の向上、安全性の確保などに関する新技術の開発・導入を促進します(17年度～)。

食品流通の効率化

- 国内農業と食品産業の連携強化、情報技術の活用による流通の効率化等を一層進める観点から、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針を見直します(18年度までに)。
- 卸売市場の再編・合理化、卸・仲卸業者等の経営体質強化を引き続き推進します(17年度～)。

食品リサイクル等の推進

- 食品産業の事業活動に伴う環境への負荷の低減と、資源の有効利用を図るため、食品残さの飼料化・たい肥化などを推進し、個々の食品関連事業者による再生利用等の実施率を20%へ向上させることを目指します(18年度までに)。

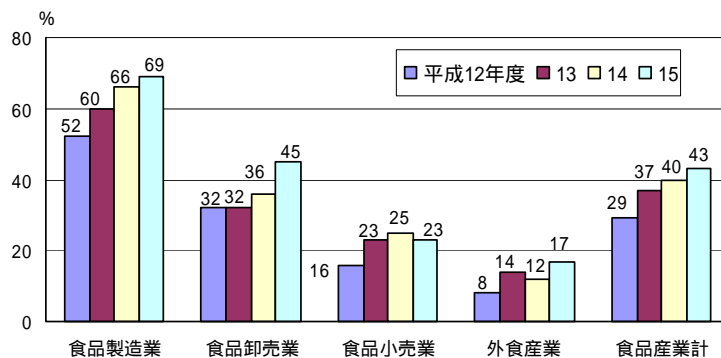
就業者総数に占める食品産業の割合(平成12年)

(単位:万人、%)

食品産業	食品産業			就業者総数
	食品製造業	食品流通業	外食産業	
788 (12.5)	138 (2.2)	374 (5.9)	276 (4.4)	6,289 (100.0)

資料:総務省「国勢調査」

食品循環資源の再生利用等の実施率



資料:「食品循環資源の再生利用等実態調査」農林水産省統計部より計算

農業の持続的な発展に関する施策

需要に即した生産を行う経営感覚に優れた農業経営が中心となった農業構造の確立に向けて、施策を集中的・重点的に実施します。

担い手への支援の集中化・重点化

- ・ 意欲と能力のある担い手の育成・確保に取り組みます。
- ・ このため、幅広い農業者を一律に対象とする施策体系を見直し、認定農業者制度を活用し、地域における担い手を明確化した上で、各種経営施策を集中的・重点的に実施します(17年度～)。

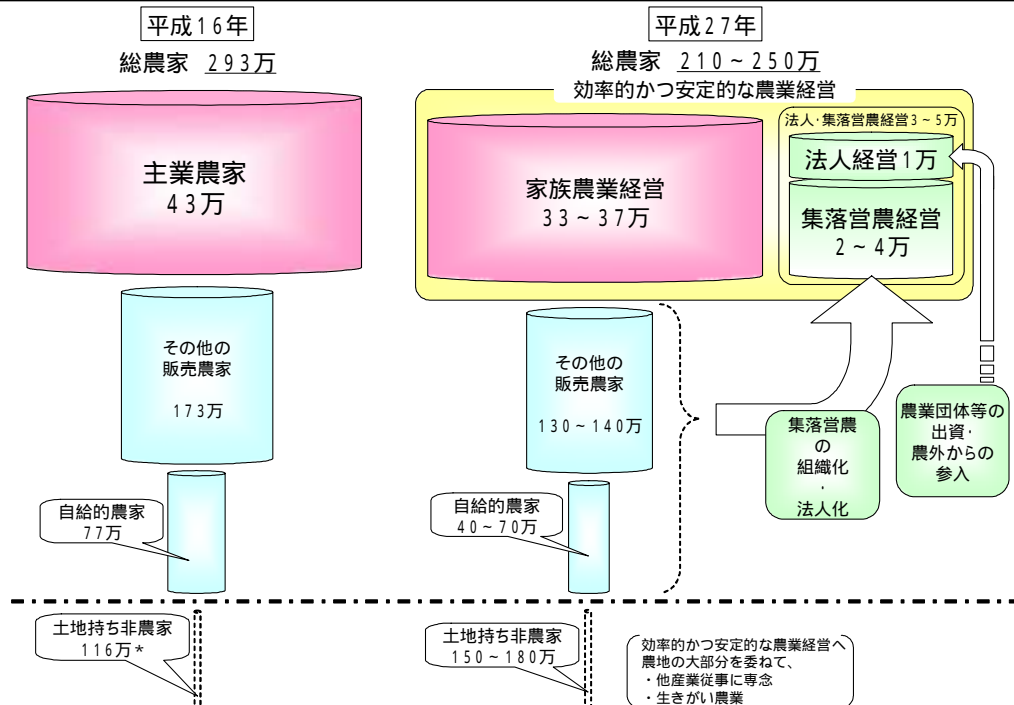
集落営農の育成・法人化の推進

- ・ 集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものは担い手として位置付けます。
- ・ その上で、小規模な農家や兼業農家等も、担い手たる集落営農に参画できるよう、集落営農の育成・法人化を推進します(17年度～)。

農業構造の展望(平成27年)

【効率的かつ安定的な農業経営とは】

主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜えない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営



(注) *平成16年の土地持ち非農家数については、7年から12年にかけてのすう勢を基にした推計値である。

法人経営 : 一戸一法人や集落営農の法人化によるものを除く。
集落営農経営 : 経営主体としての実体を有するもの。法人化したものを含む。

農業に参画する幅広い人材を育成・確保するため、新規就農を促進します。また、経営や地域社会へ女性が一層参画できるように取り組みます。

新たな人材の育成・確保

- ・ 法人に雇用される形での就農など、就農ルートの多様化に対応した情報提供などの支援の拡充や、農業技術や経営管理に関する研修教育の充実などにより、毎年12,000人程度の新規就農青年の確保を目指します(17年度～)。

女性の参画促進

- ・ 農業就業人口の過半を占め、農業生産や農村社会で重要な役割を果たしている女性について、経営・社会への参画を拡大する観点から、地域段階における農協の女性役員、女性農業委員等の参画目標の設定を推進します(18年度までに)。

新規就農者等の推移

	新規就農青年(39歳以下) (千人)			中高年(40歳以上の離職就農者)(千人)	合計 (千人)
	うち新規学卒就農者(千人)	うち離職就農者(千人)			
昭和60年	20.5	4.8	15.7	73.4	93.9
平成2年	4.3	1.8	2.5	11.4	15.7
7年	7.6	1.8	5.8	40.4	48
12年	11.6	2.1	9.5	65.9	77.1
15年	11.9	2.2	9.7	68.3	80.2

資料：農林水産省「農業構造動態調査」

農業委員会・農協への女性の参画状況の推移

	昭和60年	平成2年	7年	12年	14年
農業委員数(人)	64,080	62,524	60,917	59,254	58,613
うち女性	40	93	203	1,081	2,261
女性の割合	0.06%	0.15%	0.33%	1.82%	3.86%
農協役員数(人)	77,490	68,611	50,735	32,003	26,076
うち女性	39	70	102	187	266
女性の割合	0.05%	0.10%	0.20%	0.58%	1.02%

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ、協同組織課調べ

現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換します。

品目横断的政策への転換

- ・ 担い手への施策の集中化・重点化の一環として、複数作物による営農が行われている水田作及び畑作について、担い手の経営全体に着目し、諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払を導入します。さらに、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策の必要性を検証します。
- ・ 19年産からの導入に向け、対象経営の規模要件や支払単価の水準などの制度の詳細を具体化し(17年夏～秋)、関係法案を国会に提出します(18年通常国会)。

品目別政策の見直し

- ・ 部門専門的な経営が多い野菜、果樹、畜産等については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、品目別に対象経営の明確化や施策の見直しを検討します(17年度)。品目ごとの特性を踏まえて施策を具体化します(19年度～)。

品目横断的な経営安定対策への移行のイメージ

(17年夏～秋に具体化)

全農家



担い手

品目毎の価格対策



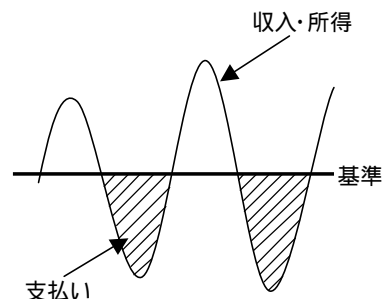
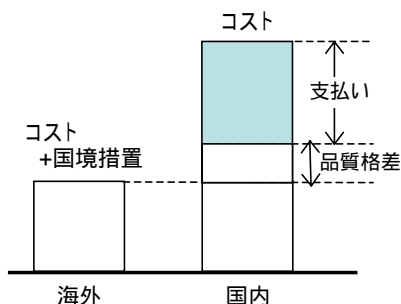
経営体に着目した
経営安定対策

(米、麦、大豆、てん菜、
でん粉原料用馬鈴しょ等)

(WTO協定上削減対象とならない
「緑の政策」への転換を目指す)

諸外国との生産条件格差の補てん

収入・所得の変動を緩和するための補てん



(参考) 同様の性格を備えている現行品目別対策

- ・ 麦作経営安定資金
- ・ 大豆交付金
- ・ 砂糖最低生産者価格制度

- ・ 担い手経営安定対策
- ・ 稲作所得基盤確保対策
- ・ 大豆作経営安定対策

国内農業の食料供給力の重要な基盤である農地の効率的利用を促進します。

担い手への農地の利用集積の促進

- ・ 集落営農の組織化・法人化を図りつつ、面的にまとまりのある形での担い手への農地の利用集積を推進します(17年度～)。

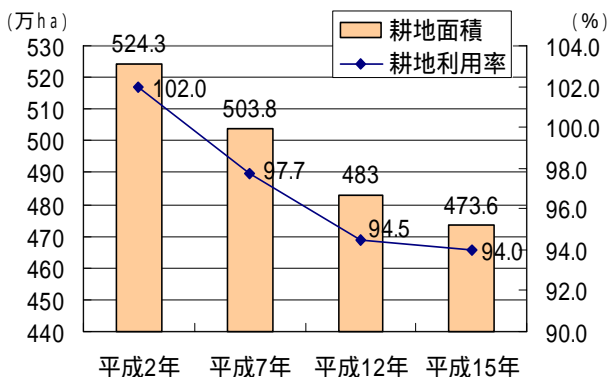
耕作放棄地対策の強化

- ・ 市町村が中心となって耕作放棄地の利用の増進を図る計画を策定し、明確な方針の下に、総合的な耕作放棄地対策に取り組むことを促進します(17年度～)。
- ・ 都道府県知事の裁定により利用権が設定される仕組みや、市町村が耕作放棄地の所有者に緊急的な管理を行わせたり、所有者が不明等の場合は自ら管理を行うことができる仕組みを導入します(17年度)。

リース方式特区の全国展開

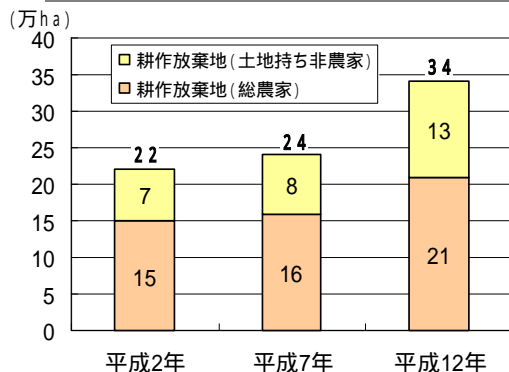
- ・ 意欲と能力のある者の農業への新規参入の促進の一環として、農業生産法人以外の株式会社等の法人が、リース方式により農業へ参入する仕組みを全国的に展開します(17年度)。

農地面積の減少



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

耕作放棄地の増加



資料: 農林水産省「農林業センサス」

注: 農家とは、経営耕地面積が10a以上の世帯をいい、土地持ち非農家とは、農家以外で、耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯をいう。

リース方式の特区への株式会社等の参入状況

合計	参入法人数						借受面積
	組織形態別			業種等別			
	株式会社	有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他	
68法人	36法人	18法人	14法人	23法人	20法人	25法人	132ha

資料: 農林水産省経営局構造改善課調べ(平成16年10月1日現在)

我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換し、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減を図ります。

環境規範の策定と実践

- ・ 農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定します(16年度中)。
- ・ 可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととします(クロス・コンプライアンス)(17年度～)。

先進的な取組への支援

- ・ 引き続き、持続性の高い農業生産方式の導入を支援し、10万人のエコファーマーの認定(21年度末)を目指します。
- ・ 環境保全が特に必要な地域において、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する支援の平成19年度からの導入に向け、環境負荷の低減効果に関する評価・検証手法等を確立するための調査を実施します(17年度～)。

環境と調和のとれた農業生産活動規範

次の基本的な取組を実行し、農業者自らが生産活動を点検し、改善に努める

【作物の生産】

土づくりの励行
適切で効果的・効率的な施肥
効果的・効率的で適正な防除
廃棄物の適正な処理・利用
エネルギーの節減
新たな知見・情報の収集
生産情報の保存

【家畜の飼養・生産】

家畜排せつ物法の遵守
悪臭・害虫の発生防止・低減の励行
家畜排せつ物の利活用の推進
環境関連法令への適切な対応
エネルギーの節減
新たな知見・情報の収集

諸項目の実行と 自己点検

各種支援策(補助事業、融資など)の対象

担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤の整備や、農業水利施設等の適切な更新・保全管理などを効率的・効果的に推進します。

構造改革の加速化に資する基盤整備の推進

- 農地の利用集積や担い手育成等の契機となるほ場の大区画化等を推進するとともに、水田の汎用化や畑地かんがい施設の段階的整備など地域の営農ビジョンに即した基盤整備を推進します(17年度～)。

農業水利施設等の適切な更新・保全管理

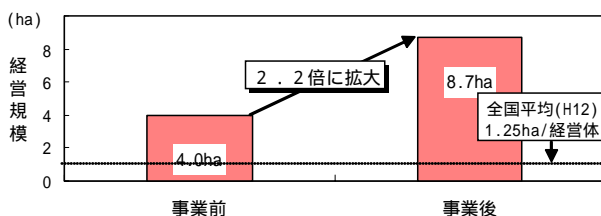
- 基幹から末端まで一貫した用水供給機能や排水条件を確保するとともに、施設の長寿命化を図り、建設・維持管理に係るコストの低減を通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実します。また、農地災害の未然防止のための施設整備や災害予測システムの整備等を推進します(17年度～)。

農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施

- 豊かな田園自然環境を形成するため、生態系・景観・文化等の農村環境の総合的な保全・形成に配慮した基盤整備を実施します。また、農業用水の地域用水機能の発揮等を促進します(17年度～)。

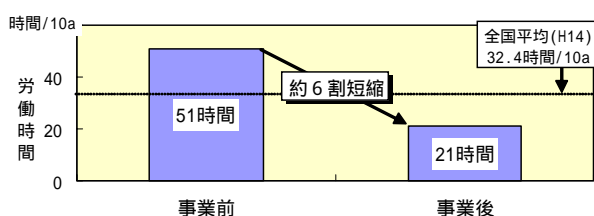
構造改革の加速化に資する基盤整備の推進

ほ場整備による担い手の経営規模の拡大



資料:農林水産省農村振興局調べ
注:平成8～14年度に完了した都道府県営ほ場整備事業552地区の実績

ほ場整備による担い手の稲作労働時間の短縮



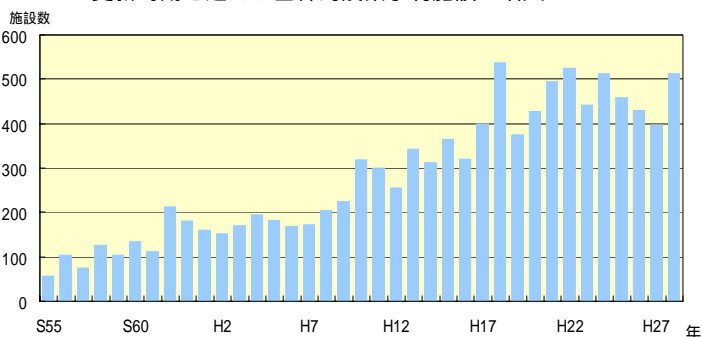
資料:農林水産省農村振興局調べ
注:平成8～14年度に完了した都道府県営ほ場整備事業544地区の実績

農業水利施設等の適切な更新・保全管理

農業水利資産の現状

農業用排水路	約40万km
うち 基幹的水路	約4万5千km
基幹の施設 (ダム、取水堰等)	約7千力所
総資産額	約25兆円

更新時期を迎える基幹的農業水利施設の増大



資料:「基幹水利施設整備状況調査」及び補足調査による試算(平成14年3月時点)
注:基幹的農業水利施設とは、受益面積100ha以上のダム、頭首工、用排水機場、水路等の施設

農業と食品産業との連携を促進します。

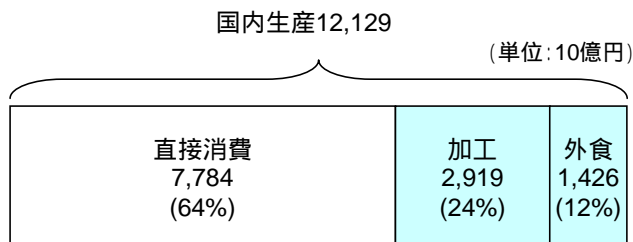
加工・外食用需要に対応した取組の推進

- ・ 農業・食品産業・関連産業その他異業種も含めた連携の構築(食料産業クラスターの形成)を推進するための協議会を各地方に設置し、加工適性に優れた品種や新たな加工技術の開発・導入、地域食材を活用した新商品の開発などを促進します(17年度～)。
- ・ 食品産業と農業を結び付けるコーディネーターの育成・確保を図るとともに、コーディネーターに関するデータベースを整備し(17年度)、農業と食品産業の連携のための活用を促進します。

産地ブランドの育成・確立

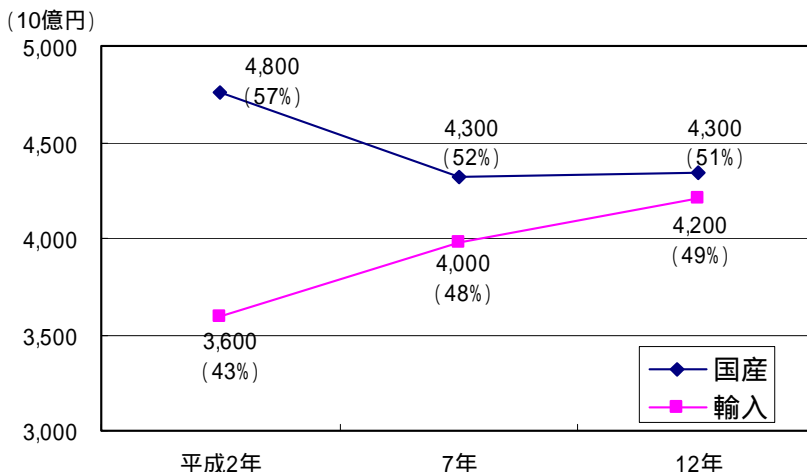
- ・ 産地ブランドの育成・確立と適切な保護を図るため、産地ブランド化に向けた関係者の意識の醸成や、知的財産権の取得に向けた主体的な情報収集などを促進します(17年度～)。

国産農水産物の仕向先(平成12年)



資料:総務省他9府省庁「産業連関表」から試算。

農水産物の加工・外食への仕向額(国産・輸入別)の推移



資料:総務省他9府省庁「産業連関表」から試算。

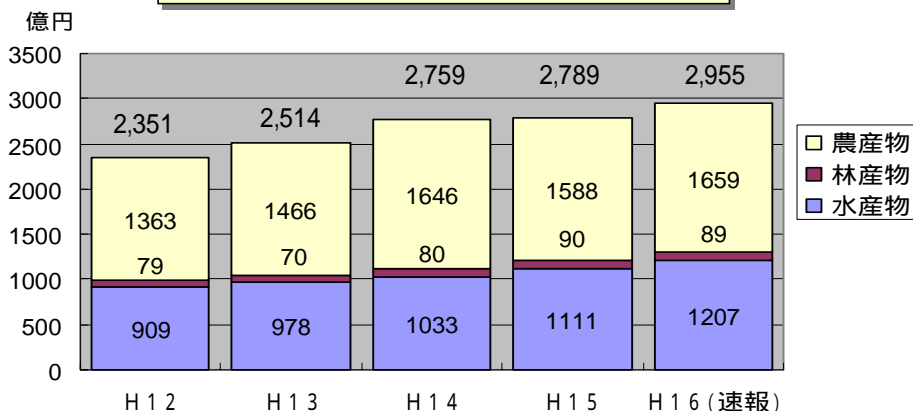
注:括弧内はシェア。

世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展を好機として捉え、我が国の高品質な農産物・食品の特性を活かし、輸出を促進します。

輸出に向けた総合的な取組の促進

- ・ 関係府省、地方公共団体、関係団体等の幅広い関係者から構成される輸出促進全国協議会(仮称)を設立し(17年度)、関係者一体となった取組体制を構築します。
- ・ 通年の販売促進等の販路創出・拡大や、日本の食文化の海外への普及、輸出ニーズに対応した産地づくりなどに向けた取組の促進等により、農林水産物・食品の輸出額の倍増を目指します(21年)。

我が国の農林水産物の輸出額の最近の推移



(注1) 農産物については、たばこ、アルコール飲料を、水産物については、真珠をそれぞれ除いた金額である。

(注2) 平成16年の我が国の農林水産物の輸入額は、69,047億円。(たばこ、アルコール飲料を除く。)

輸出農林水産物の代表例(平成16年)

品目	輸出額	対H12年比	輸出量(ト)
りんご	29億円	482%	10,090
なし	7億円	77%	1,951
みかん	5億円	105%	4,978
緑茶	17億円	146%	872
ながいも	13億円	205%	3,205
サケ	89億円	1,300%	60,769
ホタテ	62億円	84%	3,902

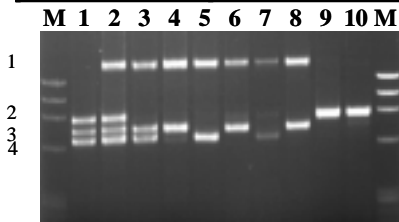
将来の農業発展の可能性の基礎となる農業技術の開発を計画的・効率的に推進します。

農林水産研究基本計画の策定

- ・ 5年後、10年後の期別達成目標(200以上の研究分野)などを明確化した農林水産研究基本計画を策定します(16年度中)。
- ・ 農林水産研究基本計画に基づき、DNA分析による品種判別技術や革新的な新技術を活用した花粉症緩和米などの品種開発等を計画的・効率的に推進します(17年度～)。

開発された主なDNA品種判別技術

作物等	判別が可能な品種数(17年3月現在)
イネ	「コシヒカリ」等200品種以上
いぐさ	「ひのみどり」等17品種
イチゴ	「とよのか」等65品種
茶	「やぶきた」等46品種
豚	「パークシャー種(黒豚)」

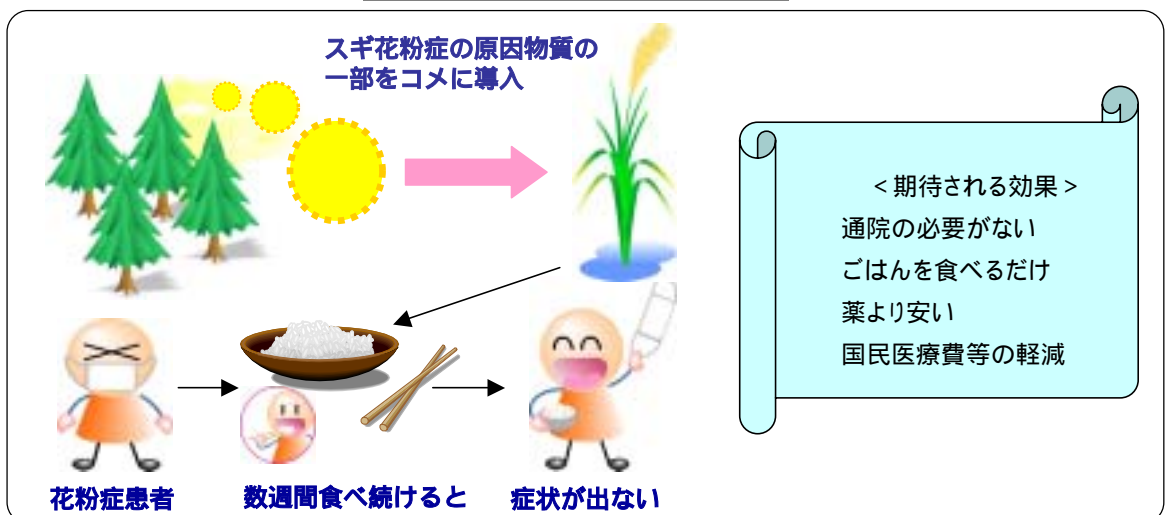


No1: コシヒカリ,
No2 ~ No10: 他の品種



実用化したコシヒカリキット

花粉症緩和米



廃棄物系バイオマスに加えて、未利用バイオマスや資源作物の利活用を積極的に進め、食料生産の枠を越えた農業の新たな展開を促進します。

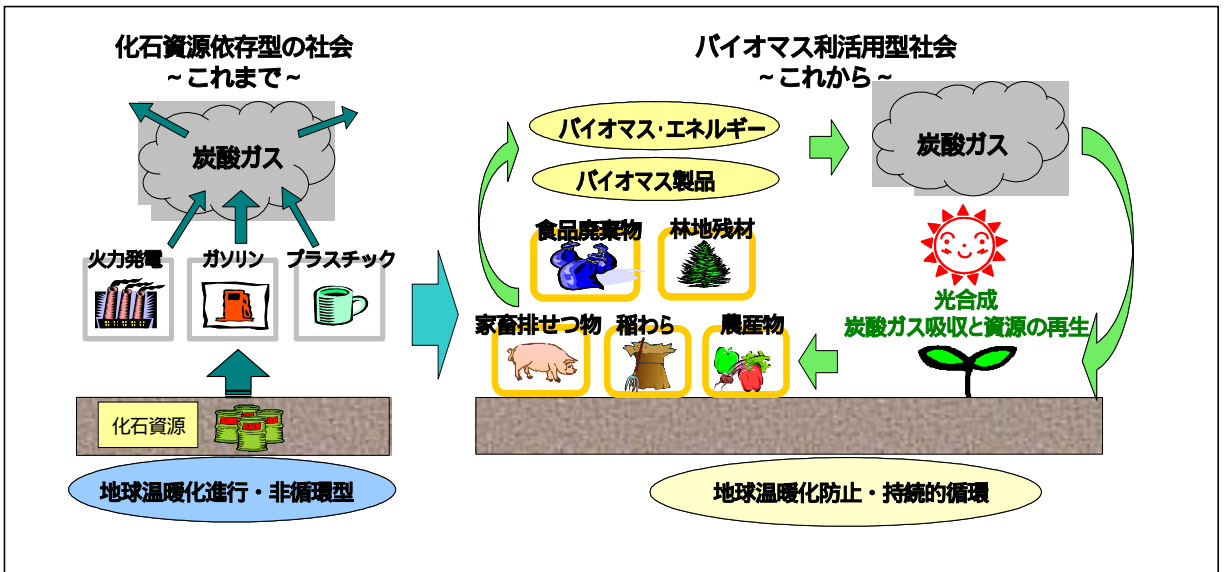
バイオマスの利活用の推進

- ・ バイオマスの利活用計画の策定、変換・利活用施設等の一体的な整備等、地域の創意工夫に基づく取組を促進します。さらに、これまで利用の中心だった廃棄物系バイオマスだけでなく、未利用バイオマスや資源作物の利活用の取組を積極的に推進します(17年度～)。
- ・ 植物由来プラスチックの生産コスト低減等のための技術開発を進め、汎用プラスチックの3倍まで価格を低減させます(18年度までに)。

バイオマス・ニッポン総合戦略の見直し

- ・ バイオマス利活用の現状と課題を検証し(17年度)、必要に応じてバイオマス・ニッポン総合戦略()を見直します。
- ()関係府省が連携し、バイオマスの利活用を推進するため、平成14年12月に閣議決定。

バイオマスの利活用について



農村の振興に関する施策

農地・農業用水等の資源が、将来にわたって良好な状態で保全管理されるよう、地域住民等が一体となった取組を促進します。

資源の保全管理施策の構築

- ・ 農家や地域住民、都市住民、NPOなどの参画を得て、農村の自然環境の保全にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進します。
- ・ そのため、平成19年度からの施策の導入に向けて、地域の資源保全の実態を把握するとともに、望ましい保全管理手法を検討します(17年度～)。

地域全体に利益が及ぶ農地・農業用水等の資源の事例



雨水を一時的に貯留し、下流の洪水を防止する水田



消流雪用として北国の暮らしに欠かせない農業水路



資源を保全する地域共同活動



用水を供給し、学校でのピオトープを創出する農業水路



さまざまな生き物が観察できる水田

中山間地域等において、農業や他産業の振興による就業機会の増大や定住の促進を図るための施策などを総合的に推進します。

中山間地域等の振興

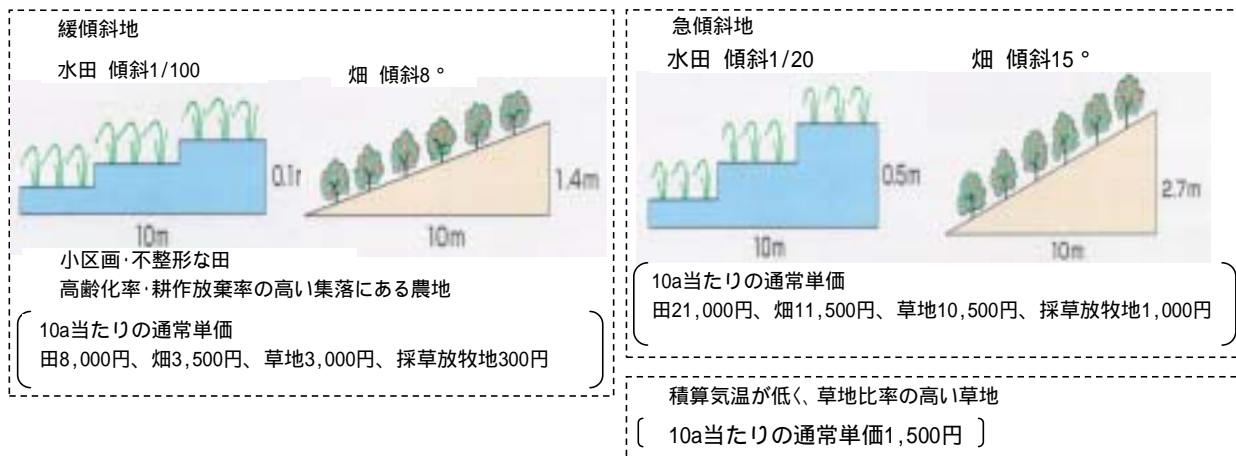
- 中山間地域等の振興のための施策を総合的に推進する中で、特に、今後も耕作放棄地の発生を防止し、営農を通じた多面的機能を確保するため、農業生産条件の不利を補正するための施策を引き続き実施します(17年度～)。

中山間地域等直接支払制度の実施状況(平成16年度)

市町村数: 1,965市町村 協定数: 33,970協定 交付面積: 66万5千ha

中山間地域等直接支払制度の次期対策(平成17～21年度)のポイント

1. 傾斜条件等に応じた単価の設定



2. 取組内容に応じた単価の設定

- 今後5年間に取り組むべき活動等について、一定の要件を満たす協定 **通常単価**
- aの要件を満たさないものの、最低限の活動を行う協定 **通常単価の8割**
- aの要件に加えて、担い手の育成等についてより積極的な取組を行う協定 **通常単価の加算**

都市と農村の交流活動を促進します。また、都市農業を振興します。

都市と農村の共生・対流の促進

- ・ 観光立国の枠組みとも連携して、グリーン・ツーリズムの取組を始めとする都市と農村の交流活動を促進するための施策を充実・強化し、交流人口が3,000万人となることを目指します(21年度)。

都市農業の振興

- ・ 都市農業が、都市住民の多様なニーズに一層応えていくことができるよう、新鮮な農産物の供給のみならず、農業体験や交流活動、緑地空間の形成、防災協力農地としての協定等の取組を推進します。都市的地域における市民農園区画数が15万区画となることを目指します(21年度末)

都市と農山漁村を行き交うライフスタイル

<都市住民の「ゆとり」「やすらぎ」へのニーズ>

- ・ 田舎暮らし
- ・ スローフード
- ・ 体験型観光
- ・ 美しい景観
- ・ 自然とのふれあい



自然に囲まれた暮らし



農業体験学習



自然とのふれあい

<農山漁村地域の魅力の再発見と活用>

- ・ 地域産業の起業
- ・ 郷土食・伝統文化の維持
- ・ 交流の活発化
- ・ 棚田や里山の保全
- ・ 多面的機能の発揮と維持



囲炉裏を囲んで郷土食



伝統的文化とのふれあい

市民農園の設置区画数(地帯区分別)

(単位:千区画, %)

全国	都市的地域	平地農業地域	中間農業地域	山間農業地域
152 (100.0)	118 (77.1)	12 (8.1)	15 (10.0)	7 (4.8)

資料:農林水産省農村振興局地域振興課調べ(平成15年度末現在)

農村の生活環境の向上を図るため、道路、污水处理施設などの整備を推進します。また、情報通信基盤の整備を推進します。

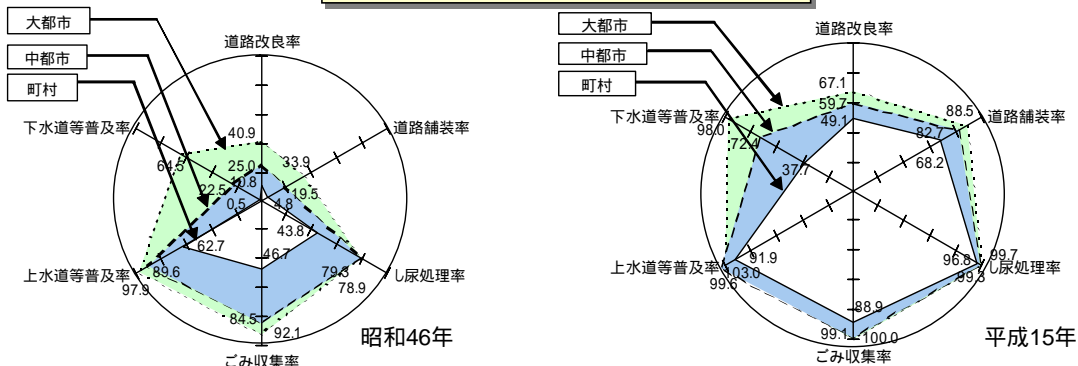
污水处理施設の整備

- 関係府省間の連携を強化した枠組みを平成17年度から導入することなどにより、効率的・効果的な整備を推進し、污水处理人口普及率が86%となることを目指します(19年度)。

情報通信基盤の整備

- IT技術が農村において十分活用されるよう、e-Japan戦略を踏まえ、都市地域に比べて遅れている高度な情報通信基盤の整備を推進します(17年度～)。

生活環境整備の状況

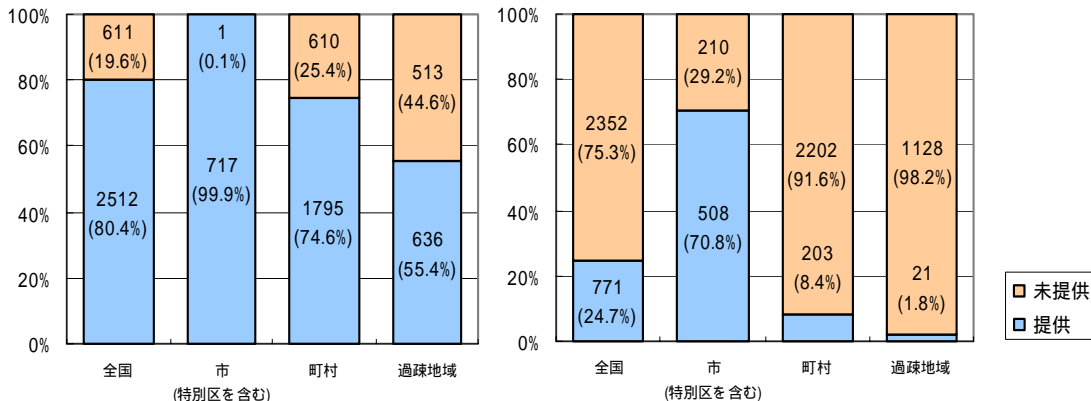


資料: (財) 地方財務協会「平成15年版 公共施設状況調」

情報通信基盤の整備状況

< ADSL (1) サービス提供市町村数 >

< FTTH (2) サービス提供市町村数 >



資料: 総務省「平成16年度情報通信白書」

- 既存の電話回線を使って高速のデータ伝送を可能とする通信方式。上り回線と下り回線で伝送速度が異なるという特徴がある。
- ファイバー・ツウ・ザ・ホーム。各家庭までのネットワークを全て光ファイバーケーブルで敷設すること。

第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を中心に、政府一体となって施策を推進します。

【参考】

新たな基本計画の閣議決定に先立ち開催された食料・農業・農村政策推進本部においては、「我が国農業の新たな価値の創造」、「農業の構造改革の推進」、「食料自給率の向上」を政府一体となって推進することを謳った「21世紀新農政の推進～攻めの農政への転換～」が決定されています。

施策具体化の工程を明らかにし、政策評価を活用して計画的に推進します。

目的に応じた施策の選択と集中的実施を通じ、財政措置を効率的かつ重点的に運用します。

情報公開と国民との意見交換を通じ、施策決定・実行の透明性を確保します。

施策の効果的・効率的な推進のための体制を整備します。

- おわりに -

食料・農業・農村に関する施策は、国民生活や我が国経済社会の在り方と深く結び付いています。

改革の成否は、改革の必要性和施策の方向を農業者・農業団体はもとより、消費者を含めた国民全体が分かち合い、それぞれが役割分担に応じた適切な行動をすることにかかっています。

食料・農業・農村政策推進への皆様のご理解とご協力をお願いします。

このパンフレットに関するお問い合わせ先

農林水産省大臣官房企画評価課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1
電話03-3502-8111(代表)

農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/>

品目横断的経営安定対策とは？

H18.6.27版



我が国の農業は、農業者の数が急速に減り、また農村では都会以上のスピードで高齢化が進んでいます。

一方、国外に目を向けると、WTO(世界貿易機関)の農業交渉では、国際ルールの強化などの交渉が行われています。

このような状況のなかで、今後の日本の農業を背負って立つことができるような、意欲と能力のある担い手を中心とする農業構造を確立することが“待ったなし”の課題となっています。

そこで、これまでのような全ての農業者の方を一律的に対象として、個々の品目ごとに講じてきた施策を見直し、19年産からは、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策(品目横断的経営安定対策)に転換することとしています。

農 林 水 産 省

支援の対象

次のいずれかの“担い手”が支援の対象です。

認定農業者



+

都府県 4ha以上
北海道 10ha以上

特例あり(次頁)

一定の条件を備える
集落営農組織



【5つの要件】

農用地の利用集積目標

規約の作成

経理の一元化

主たる従事者の所得目標

農業生産法人化計画の作成

+

20ha以上

特例あり(次頁)

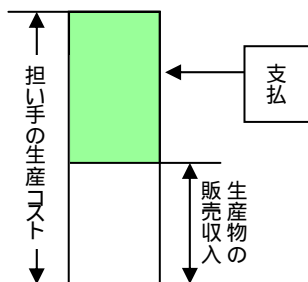
支援の内容

2種類の補てんが受けられます。

諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん
生産条件不利補正対策

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

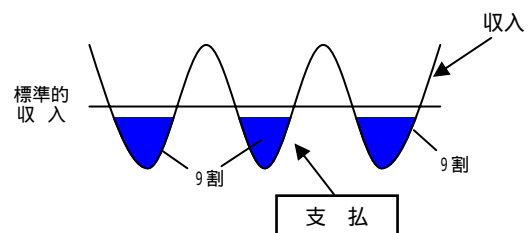


担い手の生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てんします。
(生産者ごとの過去の生産実績(平成16~18年産)に基づく支払と、毎年の生産量・品質に基づく支払の両方で、補てんします。)

収入の減少の影響を緩和するための補てん
収入減少影響緩和対策

【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



その年の収入が過去の平均収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。
(生産者から一定の拠出が必要です。)

経営規模の特例

「農地が少ない場合の特例」及び「生産調整組織の場合の特例」については、都道府県知事からの申請に基づき、国が“特例基準”を設定します。

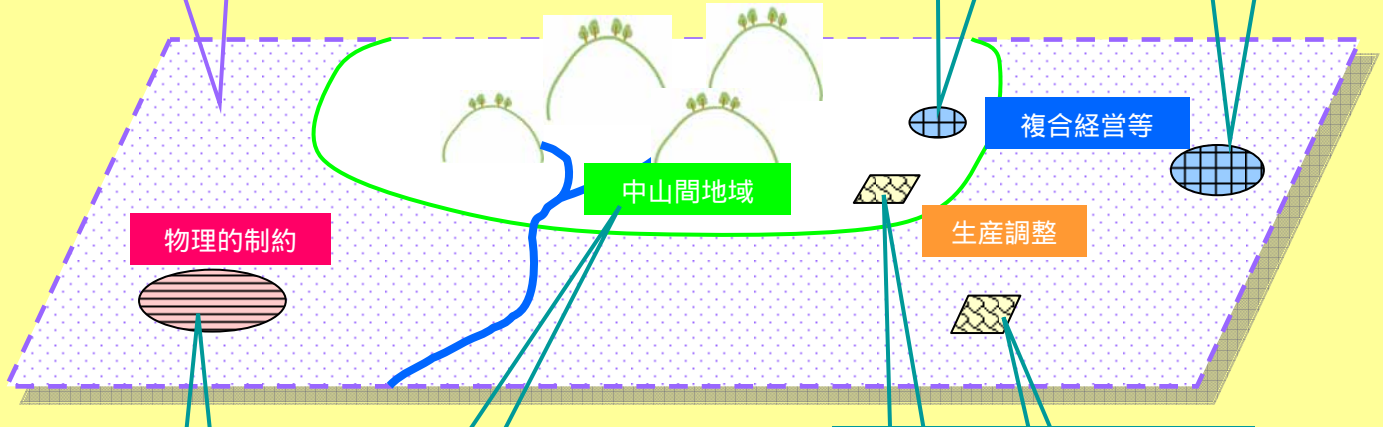
基本原則

認定農業者
 都府県 : 4ha
 北海道 : 10ha
 一定の条件を備える集落営農組織 : 20ha

所得確保の場合の特例

経営面積が小さくても農業で相当の所得を得ている経営は対象となります！

農業所得が基本構想の半分を超え、対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3以上の場合



農地が少ない場合の特例

集落の農地が少ない地域は面積規模を緩和します！

基本原則の概ね8割まで

[中山間地域の集落営農組織は5割まで]

生産調整組織の場合の特例

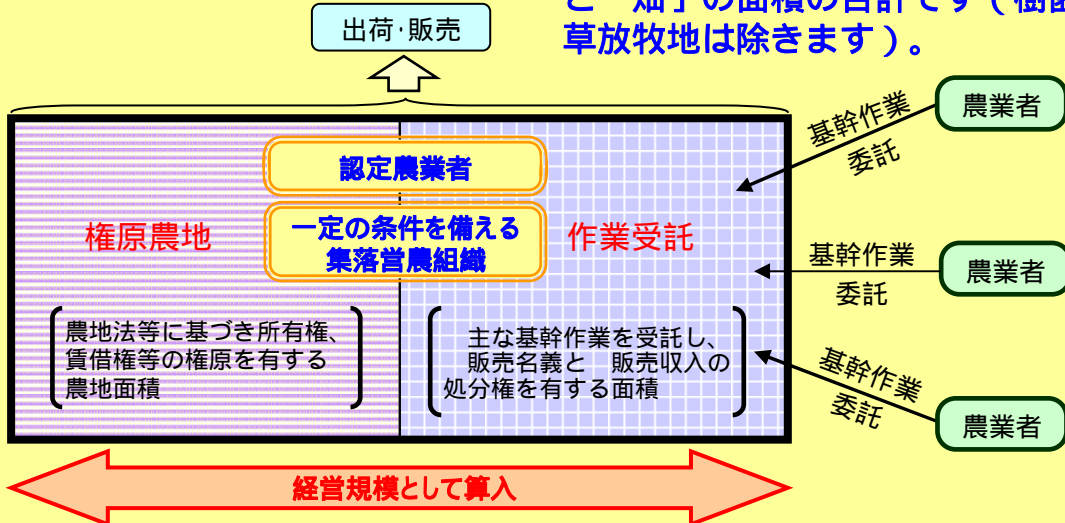
地域の生産調整面積の過半を受託し、生産調整の推進に貢献している組織は面積規模を緩和します！

20ha × 生産調整率(その地域で水稻を作付けていない面積の割合)まで 7haを下限

[中山間地域は 20ha × 生産調整率 × 5/8まで 4haを下限]

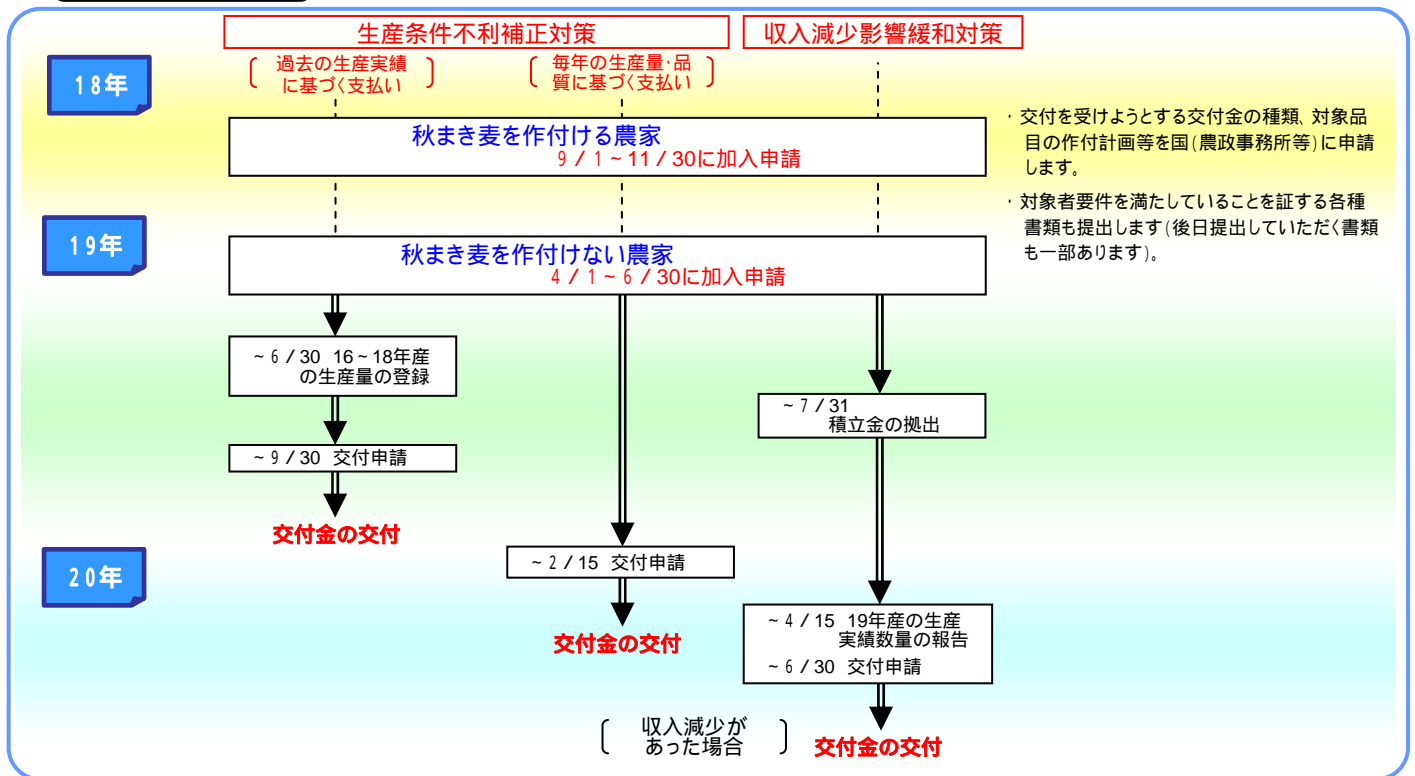
経営規模として算入できる面積

農地基本台帳上の現況地目が「田」と「畑」の面積の合計です（樹園地、採草放牧地は除きます）。



加入手続

19年産の手続きは次のとおりです。



(注) 秋まき麦を作付ける農家で、収入減少影響緩和対策に加入せず、生産条件不利補正対策のみ加入する場合は、加入申請は19年4月1日~6月30日となります。

19年産の経営安定対策に加入していなくても、20年産以降加入することは可能です。
 20年産以降の秋まき麦を作付ける農家の加入申請は、6月1日~8月31日に早まります。

詳しくは、農林水産省ホームページ/担い手と集落営農 (<http://www.maff.go.jp/ninaite/>) に掲載している「品目横断的経営安定対策のポイント(だるまパンフレット)」やQ&Aをご覧ください。メール・マガジン配信も受付中です。



お問い合わせはこちらまで!

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 農林水産省 経営局 経営政策課 | TEL 03-3502-8111 (代表) |
| 東北農政局 生産経営流通部経営課 | TEL 022-263-1111(代表) |
| 関東農政局 生産経営流通部経営課 | TEL 048-600-0600(代表) |
| 北陸農政局 生産経営流通部経営課 | TEL 076-263-2161(代表) |
| 東海農政局 生産経営流通部経営課 | TEL 052-201-7271(代表) |
| 近畿農政局 生産経営流通部経営課 | TEL 075-451-9161(代表) |
| 中国四国農政局 生産経営流通部経営課 | TEL 086-224-4511(代表) |
| 九州農政局 生産経営流通部経営課 | TEL 096-353-3561(代表) |
| 沖縄総合事務局 農林水産部経営課 | TEL 098-866-0031(代表) |

全国担い手育成総合支援協議会

(事務局) 全国農業会議所

農政・担い手対策部 TEL 03-5251-3906(直通)

(事務局) 全国農業協同組合中央会(JA全中)

水田・担い手農政対策課 TEL 03-3245-7555(直通)

このほか、お近くの市町村、農協、普及指導センター、担い手協議会等にご相談下さい。

集落の資源・環境を守ろう

～ 農地・水・環境保全向上対策に向けて ～

あなたの集落は大丈夫？

いま、全国の集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る「まとまり」が弱まっています。

集落の機能を守っていくためには、今まで以上の取組が欠かせなくなります。

「環境にやさしい農業」行っていますか？

国民の環境への関心が高まる中で、環境を重視した農業生産への取組が求められています。

平成18年3月 農林水産省

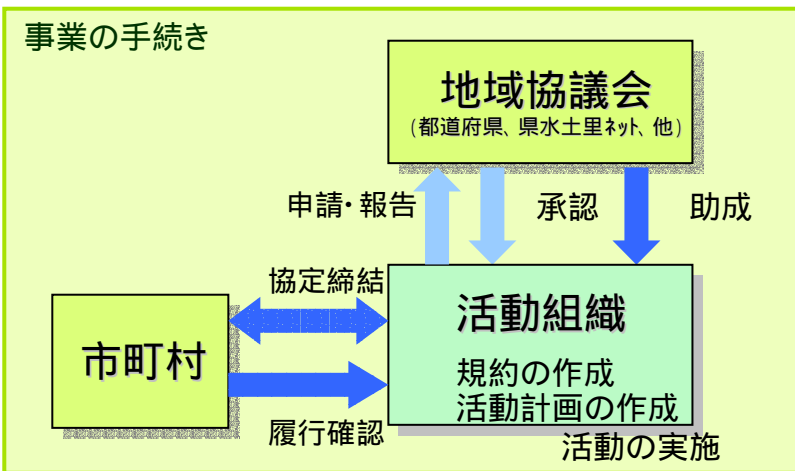
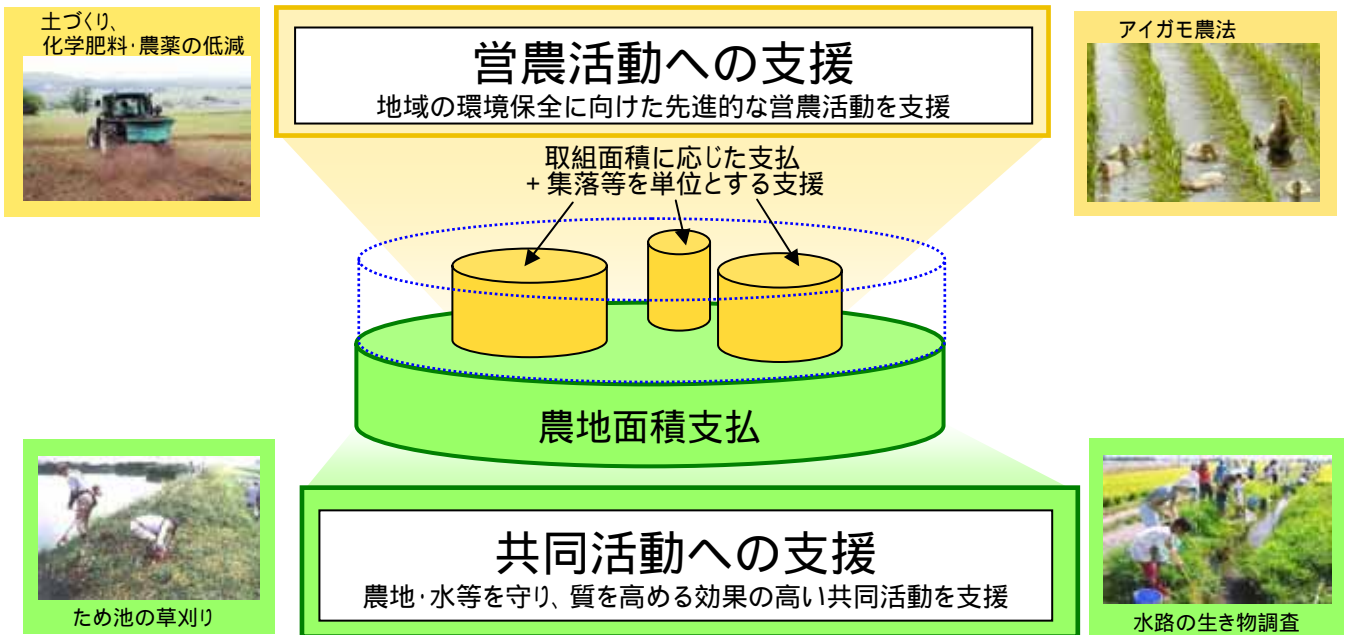


最新の情報は、http://www.maff.go.jp/nouti_mizu/index.html

(1)新しい制度が始まります

地域ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援します。

施策の概要



平成19年度から本格的に施策が導入されます。

(平成18年度は、全国約600の地域で、共同活動に対してモデル的な支援を行います。)

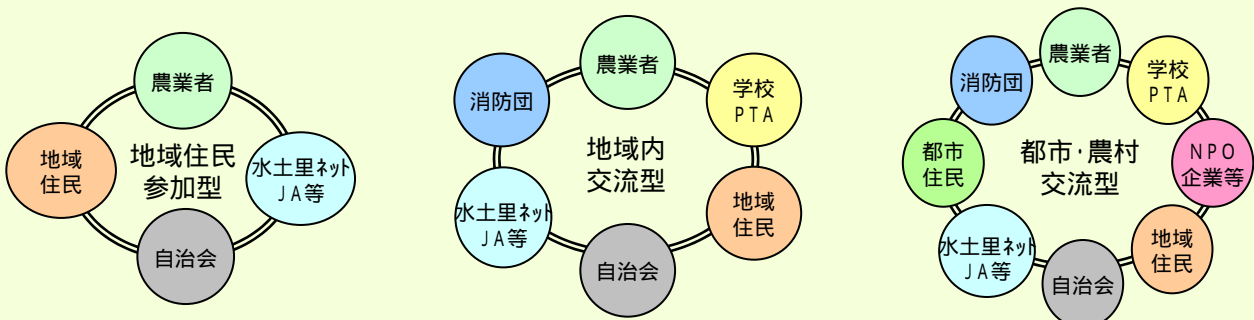
共同活動だけでも支援を受けられます。

(2)支援を受けるには？

まず、農業者以外の者(組織)を含めた活動組織を作りましょう。

活動組織と規約の作成

活動組織の構成例



現状維持にとどまらず、質的向上を図る活動計画を作りましょう。

活動計画の作成

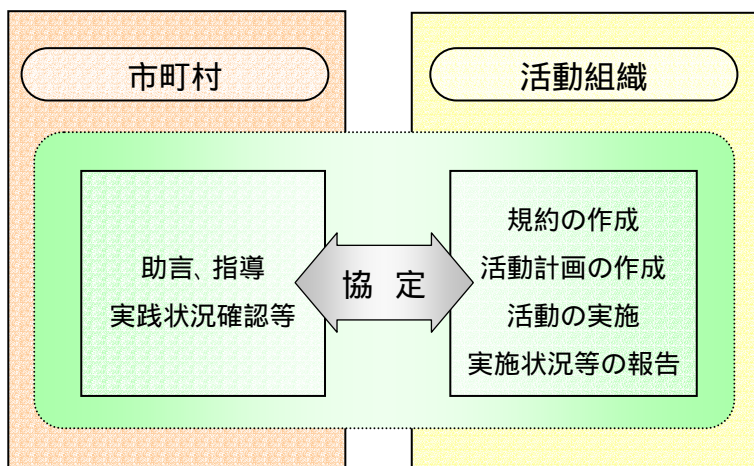
活動計画の例



市町村と協定を結びます。

協定の締結と助成

協定のイメージ



(参考)国による支援の水準

(10a当たり単価)

	都府県	北海道
水田	2,200円/10a	1,700円/10a
畑	1,400円/10a	600円/10a
草地	200円/10a	100円/10a

(3) 環境にやさしい農業への支援

こうした地域ぐるみでの共同活動への取組に加え、集落などで話し合っ、環境のためにできることをみんなで取り組んでみましょう。

農業者ぐるみの基本的取組

取組の例



たい肥の散布



浅水代かきによるにぎり水の流出の抑制

こうした取組を進めるための集落などの活動についても支援します。

そして、化学肥料と農薬の使用を大幅に減らす取組に地域でチャレンジしてみましょう。地域で一定のまとまりをもった取組になると支援が受けられます。

支援の対象要件

緑肥のすき込みによる土づくり



側条施肥田植えによる化学肥料の低減



フェロモン剤の利用による化学合成農薬の低減

支援対象の要件（全て満たすことが必要です）

✓化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから原則5割以上減らすこと

併せてエコファーマーの認定が必要となります。

✓地域で一定のまとまりをもった取組であること

まとまり要件（取組実態に応じて次のどちらかを選択）

各作物ごとに見て…集落等の生産者のおおむね5割以上

作物全体で見ても…集落等の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上

取組面積に応じて新たな支援が受けられます
（取組農家に個別配分することもできます）

平成19年度からの制度導入に向けて

化学肥料と農薬の5割低減等を実施している農家のご協力を得て、取組に伴い増加する経費を調査した上で、平成18年夏を目途に支援単価を明らかにする予定です。

土地改良長期計画の概要

国民・消費者の視点から、食料の安定供給の確保や国土の保全等の多面的機能の発揮などの食料・農業・農村基本法の基本理念の実現に向けて、環境との調和に配慮しつつ、計画的かつ総合的に土地改良事業を進めるため、施策の目的や成果に重点をおいた平成15年度を初年度とする土地改良長期計画を策定する。

計画期間

平成15年度から平成19年度までの5カ年間

土地改良事業についての基本的な方針

食料・農業・農村基本法の理念を国民・消費者に対してサービスを提供していく観点からとらえ、次の「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って、環境との調和に配慮しつつ、計画的かつ総合的に土地改良事業を実施。

「いのち」の視点 ... 安全で安心な食料を安定的に供給すること等により国民・消費者の「いのち」を守る農業・農村の基盤づくり

「循環」の視点 ... 自然循環を基礎とする農業の基盤づくりによる有機性資源や農業用水の循環などを通じた「循環」を基調とした社会の構築

「共生」の視点 ... 農業の持続的な営みや美しく心やすらぐ国民のふるさとづくりにより、人と自然、都市と農村の「共生」を実現

自然と共生する環境創造型事業への転換を進めつつ農業生産基盤の整備等を実施するとともに、農業用水の健全な循環を維持・増進し、美しい景観に囲まれた快適な生活環境の形成等の総合的な取組を推進することにより、国土の保全等の農業・農村の多面的機能のもたらす便益を、地域住民や都市住民を含めた国民各層が幅広く享受できるよう努力。

事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下の観点を踏まえて事業を実施。

施策連携の強化(農林水産施策や他の公共事業計画に位置づけられた事業との連携)

既存ストックの有効活用(維持管理や更新整備により有効活用)

地域の特性に応じた整備(国、地方公共団体等の適切な役割分担のもと自主性尊重)

多様な主体の参加の促進(事業の各段階で地域住民等の参加促進、PFI活用)

事業評価の厳正な運用と透明性の確保(費用対効果分析等による政策効果の適切な把握と積極的な情報公開)

工期管理とコスト縮減(限度工期内での完了と総合的なコスト縮減)

なお、今後の経済財政事情、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを実施。

事業の実施の目標及び事業量

食料・農業・農村基本法の理念の実現に向け以下の政策目標を設定し、その達成に向けて効率的かつ重点的に事業に取り組む。

政策目標ごとの目指す主な成果及び事業量は以下に示すとおり。

1 農用地総合整備事業

【意欲と能力のある経営体の育成】

農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上させる。 <農地約13万haの整備>

【総合的な食料供給基盤の強化】

水稲と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備の実施により対象農地における耕地利用率を105%以上に向上させる。 <農地約6.9万haの整備>

【循環型社会の構築に向けた取組】

- ・家畜排せつ物のたい肥化等による年間処理量

計画期間内に約280万トンの増加 <約120地区の整備>

- ・農業集落排水汚泥のリサイクル率

45% (H14) 55% (H19) <約940地区で新たにリサイクル>

【自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造】

- ・田園自然環境の創造に着手した地域

約500地域 (H14) 約1,700地域 (H19)

【個性ある美しいむらづくり】

- ・污水处理人口普及率（農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、連携して実施。）

76% (H14) 86% (H19)

- ・農業集落排水処理人口普及率

39% (H14) 52% (H19) <約1,600地区の整備>

2 基幹農業用排水施設整備事業

【安定的な用水供給機能等の確保】

基幹的農業用排水施設が有する延べ250万haの農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図る。

3 防災事業

【農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献】

- ・湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積

約100万ha (H14) 約76万ha (H19) <約4,500地区の整備>

新たな土地改良長期計画 (H15～H19)における
施策と目指す成果の概要

意欲と能力のある経営体の育成

農地利用集積による経営規模の拡大

施策の内容

農地利用集積や経営体の育成等の成果を重視した整備への転換

現状

- ・全水田面積の約261万haに対し30a区画程度以上に整備された水田は約15万ha
- ・整備された農地が増加し、補修等を要する農地が増加
- ・大型機械による営農規模の拡大、転作の進展等営農体系が変化

課題

- ・農業の構造改革への対応
- ・意欲と能力のある経営体への施策の集中化と経営体の多様なニーズへの対応
- ・きめ細かな整備の実施

背景

食料・農業・農村基本法

- ・国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する。(同法第21条)

米政策改革大綱

- ・水田整備の事業体系を利用集積、経営体の育成等成果重視の整備へと転換

農地利用集積や経営体の育成等の成果を重視した整備へ転換

- ・経営体のニーズに応じた営農を支援
- ・農地の高度利用の促進

現状

- ・ほ場整備の開始後約40年が経過し、整備された農地のストックが着実に増加
- ・補修等を要する農地が急速に増加

主な構成事業

経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、国営農地再編整備事業

目指す成果

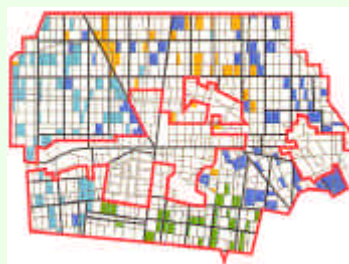
農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上

農地の利用集積を条件として約13万haの農地において整備を実施することにより、大規模経営による効率的な営農を行う意欲と能力のある約1万の経営体の経営規模を拡大

達成する姿

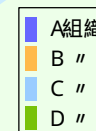
安定した経営による安定的な国内農産物の供給

整備前



ほ場整備を契機に、経営体に農地を集積

整備後

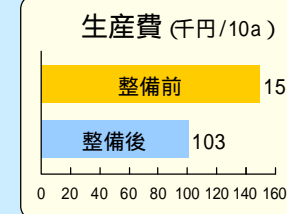
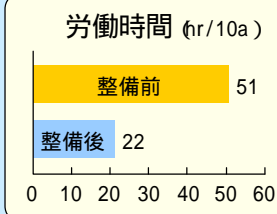


大型コンバインによる作業の実現



効果

消費者価格への反映(消費者余剰の発生)
経営規模拡大による労働時間の短縮と生産費の節減



資料) 坂井大味地区 (福井県坂井町)

意欲と能力のある経営体の育成

畑地かんがいによる経営強化

施策の内容

消費者のニーズに即応できる畑地基盤整備の効率的推進

現状

- ・安全で安心な農産物を求める声の増大など消費者ニーズが多様化
- ・農産物価格の低迷による生産意欲の減退
- ・構造改革の遅れによる生産構造の脆弱化

課題

- ・消費者ニーズに即応し、輸入品目に対抗しうる作物生産
- ・天候等に左右されない安定的計画的な営農展開
- ・担い手の育成・支援による農業経営基盤の強化

人

経営感覚に優れた経営体の確保

技術

新規作物導入を図る技術の確保・蓄積

推進

消費者のニーズに即応できる畑地基盤整備の効率的推進

- ・畑作営農の体質強化を図る畑地かんがい整備の効率的推進
- ・経営体のニーズに応じた営農支援

推進

農地

労働生産性の高い農地の確保

水

適時適量の用水の確保

推進

主な構成事業

畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業、基盤整備促進事業 等

目指す成果

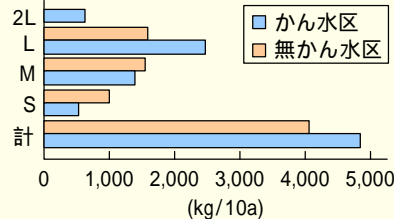
高品質で多様な作物を安定的に供給できる畑作経営を実現

集約型作物への作付転換、集中的な作付による産地形成、安定的な作付と収量の確保、といった成果の達成に向け、栽培作物選択の自由度の拡大や良質な農産物の供給を可能にするため、約3.0万haにおいて畑地かんがい施設を整備

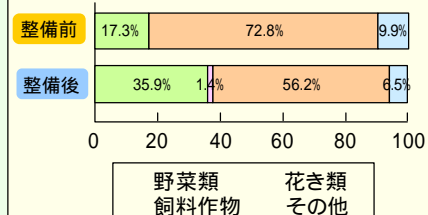
達成する姿

畑地かんがい導入を契機とした産地の形成

かん水の有無による収量の比較 (いんじん)



かんがい施設の整備による作付の転換 (作付面積シエ)



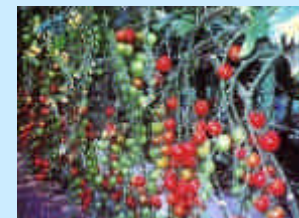
消費者ニーズに即応した畑作の振興

収量や品質の向上



高収益野菜への作物転換

- 新たに導入されたミニトマト -



総合的な食料供給基盤の強化 (農用地の確保と有効利用)

農地の有効利用

施策の内容

汎用化整備による耕地利用率の向上

現状

- ・ 水稲以外の作付ができない水田が依然として存在
- ・ 整備された農地のストックが増加し、補修等を要する農地が増加

課題

- ・ 優良農地の確保と畑作物の導入、定着等による農地の有効利用
- ・ 排水改良による営農の改善

汎用化整備の実施

事業化の背景

常時地下水位が高く、転作不可能
営農機械の走行性が悪く、効率営農を阻害
老朽化等により補修が必要

乾田化

湿田	湿田	湿田	湿田
乾田	乾田	湿田	湿田

事業後の営農の変化

地域ぐるみのブロックで畑作物等が定着し、転作が飛躍的に拡大
営農機械の走行性向上による機械作業の効率化
必要な補修が実施された農地

水稲 (裏作 麦)	水稲	水稲 (裏作 麦)	畑作
畑作	水稲	水稲	水稲 (裏作 麦)

目指す成果

水稲と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備の実施により対象農地における耕地利用率を105%以上に向上

約6.9万haの農地において、区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を実施

達成する姿

農地の有効利用による安定的な食料供給基盤の強化

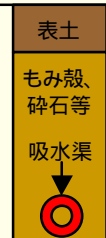
整備前



整備後



暗渠の設置



米・麦・大豆等の作付体系



主な構成事業

経営体育成基盤整備事業、国営農地再編整備事業、中山間地域総合整備事業、基盤整備促進事業 等

総合的な食料供給基盤の強化 (農用地の確保と有効利用)

中山間地域等における耕作放棄の発生防止

施策の内容

中山間地域等の実情に応じた効率的かつ効果的な整備の推進

現状

- ・中山間地域等の不利な地形条件等による農業生産基盤の整備の遅れ
- ・中山間地域において耕作放棄は増加

課題

- ・中山間地域等における営農の継続
- ・耕作放棄の防止による多面的機能の確保

地域の実情に応じた効率的かつ効果的な整備の推進

- ・地形条件に応じた区画整理等の農業生産基盤整備の実施
- ・農業生産基盤と一体的な農村生活環境の整備



田直しや農道・農業用水路の改修を行い、営農を継続するための基礎的条件を整備 (写真: 更級の棚田)



冷涼な気候を利用した特色ある農業を展開 (写真: 野沢菜の収穫)

主な構成事業

中山間地域総合整備事業、農地環境整備事業、緑資源機構の事業 (特定中山間保全整備事業)、基盤整備促進事業

目指す成果

中山間地域等における生産条件の不利性の改善により耕作放棄のおそれを解消

生産条件の不利性から耕作放棄が進む中山間地域等の農地を対象に、立地条件に応じた整備を実施することにより農業生産活動の継続を図り、食料の安定供給を確保するとともに、洪水防止や水源かん養などの農業の多面的機能の発揮を確保

達成する姿

耕作放棄の発生を防止し、食料の安定供給と多面的機能の発揮を確保

整備前

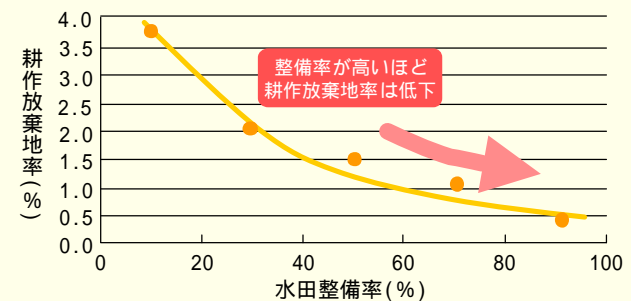


生産基盤の整備により耕作放棄が防止

整備後



水田の整備による耕作放棄の発生防止



資料) 農林業センサス、農用地建設業務統計、第3次土地利用基盤整備基本調査(農林水産省)

総合的な食料供給基盤の強化 (農用地の確保と有効利用)

自給飼料の効率的な生産利用による畜産経営の安定化

施策の内容

担い手への草地集積や大型機械化体系に適応した整備の推進

現状

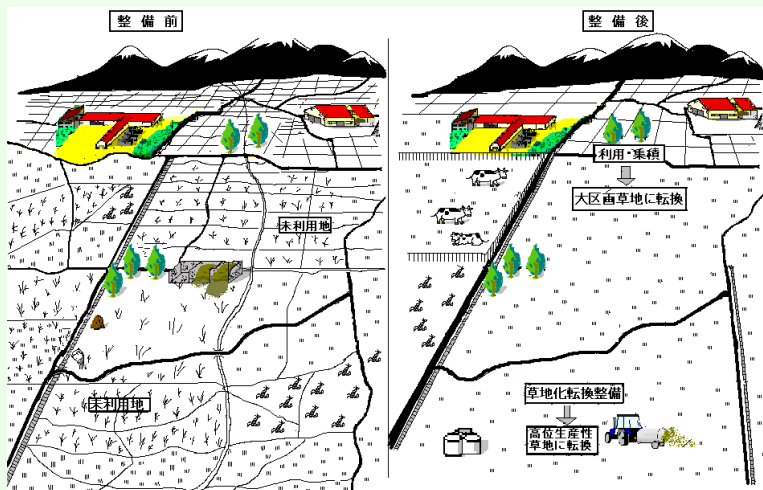
- ・小規模・分散錯圃による低い労働生産性
- ・中山間地域における未利用、低利用地の存在

課題

- ・畜産経営における労働力不足への対応
- ・既存草地の利用性向上

草地整備による飼料生産の効率化

- ・自給飼料の生産にかかるコストや労働時間の削減を促進
- ・自給飼料の利用拡大による安定した畜産経営の促進



主な構成事業

畜産基盤再編総合整備事業、草地畜産基盤整備事業

目指す成果

自給飼料の効率的な生産利用により畜産経営を安定化

大型機械化体系に対応した草地の整備を実施

達成する姿

畜産経営体による自給飼料の効率的な生産利用

大型機械利用による飼料生産の効率化



自給飼料に立脚した畜産経営



安全 安心な牛乳や畜産物など



総合的な食料供給基盤の強化 (農用地の確保と有効利用)

良質な農産物の域内・外への輸送の効率化

施策の内容

地域の特性を活かした産地形成のために必要となる基幹的な農業用道路の整備

現状

- ・JA合併等による流通形態の変化
- ・周辺道路の整備の進捗
- ・国や地方の厳しい財政事情

課題

- ・農業情勢等の変化への対応
- ・一般道路の整備進捗への対応
- ・コスト縮減への対応

地域の特性を活かした産地形成のために必要となる基幹的な農業用道路の整備

- ・産地形成の取組み支援
- ・一般道路との連携強化
- ・弾力的な計画・設計の促進



主な構成事業

広域営農団地農道整備事業、一般農道整備事業（基幹的なもの）
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 等

目指す成果

良質な農産物の域内・外への輸送を効率化

地域農業の動向等を踏まえ、当該地域の産地形成に必要な農用地と地域の流通拠点等を結ぶ基幹的な農業用道路の整備等を実施

達成する姿

より「良い」農産物を「早く」供給する効率的な輸送の実現

整備前

非効率な集出荷



幅員不足による転倒



整備後

効率的な集出荷



安全な農産物輸送



消費者へ

高品質の農産物



消費者へ新鮮な農産物を提供



循環型社会の構築に向けた取組

有機性資源の循環利用

施策の内容

有機性資源の循環利用の促進に向けた整備の推進

現状

- ・相当の量の有機性資源が未利用(廃棄物として処分)

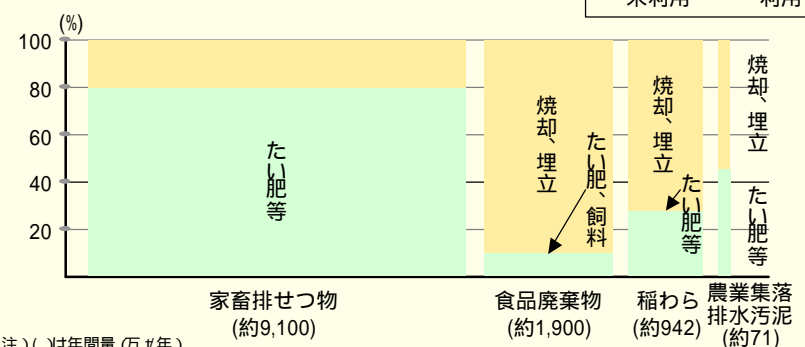
課題

- ・環境問題への対応、循環型社会の構築への貢献
- ・バイオマスとしての有効活用

有機性資源の循環利用の促進

- ・資源循環施設を整備し、家畜排せつ物や農業集落排水汚泥のたい肥化等を促進
- ・他の有機質残さも一体処理して地域資源循環を促進
- ・地域の実情に応じ、エネルギー化や減量化など多様な利用を促進

有機性資源の利活用状況



主な構成事業

畜産環境総合整備事業、農業集落排水事業 等

目指す成果

家畜排せつ物のたい肥化等による年間処理量
計画期間内に約280万トンの増加

家畜排せつ物等をたい肥、エネルギー等として利活用するための施設の整備を約120地区において実施

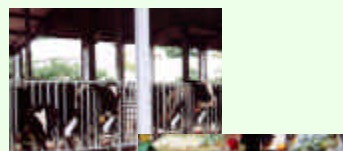
農業集落排水汚泥のリサイクル率 45% (H14) 55% (H19)

農村地域における資源循環の促進を図るため、農業集落排水汚泥のリサイクルを約940地区において新たに実施

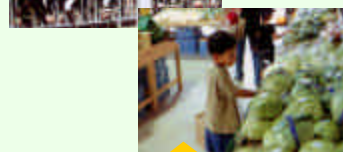
達成する姿

農業の自然循環機能を活かした有機性資源の利活用による循環型社会の構築

環境負荷の軽減



家畜排せつ物
農業集落排水汚泥



食品廃棄物



有機農産物、肥料等

有機性資源
の循環利用



たい肥 土壌改良材



有機農産物、肥料等の供給

自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造

自然と親しめる環境を創造

施策の内容

田園自然環境の創造へ向けた取組みの強化

現状

・田園環境整備マスタープランを全国2,000市町村余りで策定済

課題

・プランの策定段階から環境創造に着手する段階へ移行



主な構成事業 農業農村整備事業 等

目指す成果

田園自然環境の創造に着手した地域
約500地域 (H14) 約1,700地域 (H19)

水路やため池の改修に当たり生態系を保全する工法を積極的に取り入れるなど、農村地域における田園自然環境の創造に向けた整備を実施

達成する姿



環境との調和に配慮した水路の整備により生態系を保全



親水水路の整備により地域の憩いの場を創出



施策の内容

地域の実情に応じた効率的かつ効果的な農業集落排水施設整備の推進

現状

- ・都市部と比べ農村部の污水处理施設の普及率は依然低位
- ・農業用水及び公共用水域の水質汚濁も依然発生

課題

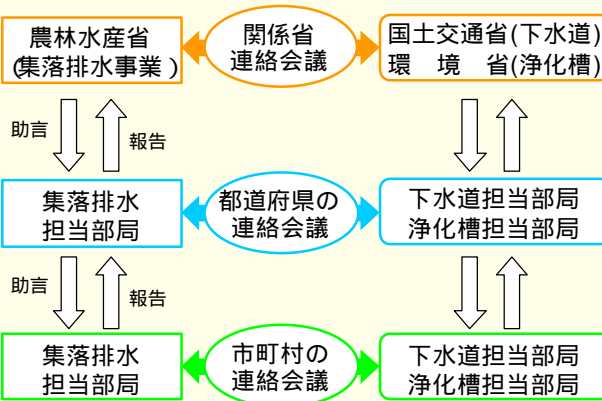
- ・生活環境の格差是正への取組
- ・地域全体の污水处理に係るトータルコストの縮減
- ・安定的な処理水質の確保

地域の実情に応じた効率的かつ効果的な整備の推進

- ・下水道、浄化槽等との適切な役割分担と連携の促進
- ・水質保全上重要な公共用水域等における高度処理の促進

他事業との連携・調整

- ・平成6年12月に、関係省連絡会議（農林水産省、国土交通省、環境省）を設置し、事業間調整を推進
- ・全都道府県において、経済性等を勘案して污水处理に関する「都道府県構想」を策定
- ・「都道府県構想」に基づき、農業集落排水、下水道、浄化槽等が連携して効率的に污水处理施設の整備を実施



主な構成事業 農業集落排水事業 等

目指す成果

污水处理人口普及率 76% (H14) 86% (H19)
 (効率的な污水处理施設整備を進めるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、農業集落排水施設、下水道、浄化槽等の整備を連携して実施)

農業集落排水処理人口普及率 39% (H14) 52% (H19)

注) 農業集落排水処理人口普及率とは、污水处理施設の整備に関する都道府県の構想における農業集落排水施設の整備対象人口に対する農業集落排水施設を利用できる人口の割合

現在の中小都市並の整備水準61%を10年後に実現することを目指し、農業集落排水施設の整備対象に対して、計画期間内に農業集落排水施設の整備を約1,600地区において実施

達成する姿

農村の良好な水環境を保全し、基礎的な生活環境条件を確保

整備前

生活雑排水の流入による水質汚濁



整備後

農業用水の水質保全



水辺空間の創出



トイレの水洗化



公共用水域の水質保全



個性ある美しいむらづくり

美しい景観と豊かな田園自然環境に囲まれた快適で魅力ある農村環境を形成

施策の内容

地域資源を活かした多様な主体による共通社会基盤整備の促進

課題

- 都市住民からの期待への対応
- 社会資本整備の都市農村間の格差是正
- 地域住民の多様化したニーズへの対応

時代のニーズに対応した整備による都市との共生・対流の推進

- ・人・もの・情報が循環する共通社会基盤の整備
- ・関係府省との連携 多様な主体の参画 地域資源の積極的な活用

美しいむらづくりに向けた施策の展開方向

新たな整備

- ・地域の主体性の発揮
- ・住民参加の促進
- ・ソフト・ハードの両面で支援
- ・他府省との連携
- ・既存ストックの有効利用

共通社会基盤の整備

- 都市と農村の間で「人・物・情報」が循環する共通社会基盤の整備
- ・生活環境基盤
 - ・生態系保全 景観整備
 - ・情報通信基盤 等

バイオマスの利活用の促進

- 再生可能な有機性資源の循環利用とエネルギー利用の促進
- ・バイオマス利活用施設の整備等 (バイオマス発電・たい肥化など)

都市と農山漁村の共生・対流の実現

主な構成事業 農村振興総合整備事業、中山間地域総合整備事業 等

目指す成果

美しい景観を備え豊かな田園自然環境に囲まれた快適で魅力ある農村環境を形成

農業生産基盤の整備と併せ、美しい景観や豊かな自然環境等の地域の特性を活かした快適で魅力ある農村の実現に向けた整備を約1,500地区において実施

達成する姿

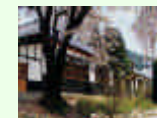
国民の共有財産としての美しい農村づくりを府省連携の下で実現

(イメージ)



旧町村界を越えての担い手の確保

旧市町村界を越えての道路ネットワーク



小学校区の統合
新たなコミュニティの形成
廃校を利用したコミュニティ施設

バイオマス利活用ネットワーク

- 旧市町村界を越えた施設の活用
- ・農産物の集出荷施設
 - ・たい肥化施設の利用



活性化拠点施設を利用したネットワーク



ITを活用した農作物の管理

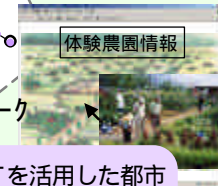
農業集落排水コミュニティネットワーク

旧市町村界を越えた範囲での整備
集落排水事業などを柔軟に実施



情報ネットワーク

ITを活用した都市と農山漁村の共生・対流の促進
体験農園情報



- 市役所
- ◎ 旧役場所在地
- 中心集落
- 幹線道路 (他府省事業)
- 情報ネットワーク
- バイオマス資源の流れ
- ⊕ コミュニティネットワーク
- 🗑️ 地域資源リサイクル施設

安定的な用水供給機能等の確保

基幹的農業用排水施設の機能の確保

施策の内容

ストックマネジメントの導入による適切で効率的な施設の有効活用

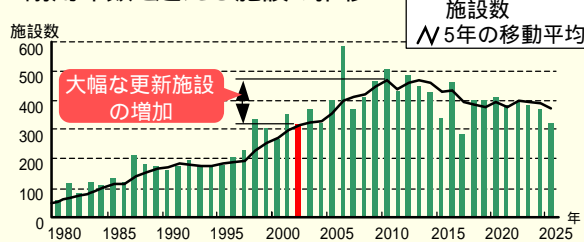
現状

- ・全国 4.5万 kmに及ぶ農業用水路をはじめとする基幹農業水利施設が存在
- ・更新時期を迎える施設が大幅に増加

課題

- ・営農状況の変化により機能が不足している施設の整備
- ・更新適期における計画的・機動的な更新整備への対応

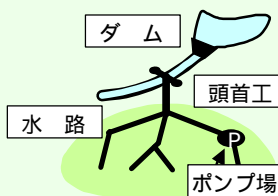
耐用年数を迎える施設の推移



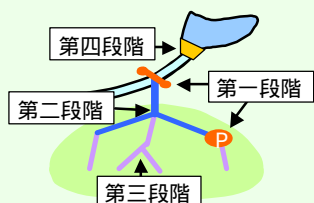
ストックマネジメントの導入による適切で効率的な施設の有効活用

- ・ライフサイクルコストの低減
- ・施設毎の状況に応じた機動的な整備

全ての施設を一括して整備



施設毎の更新適期に応じた計画的・機動的な整備



主な構成事業

国営かんがい排水事業、補助かんがい排水事業、直轄管理事業、水資源機構による事業、国営造成水利施設保全対策指導事業 等

目指す成果

基幹的農業用排水施設が有する延べ 250万 haの農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保

予防保全対策等による施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図りつつ、施設ごとの更新適期に応じ必要な更新整備を計画的かつ機動的に実施

達成する姿

農業の持続的発展と農業用水の循環

整備前



安定的な農業用水の供給

整備後

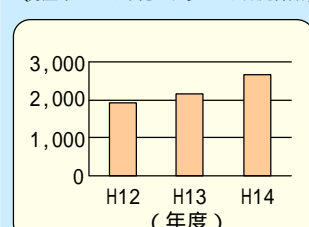


安定的な食料生産基盤

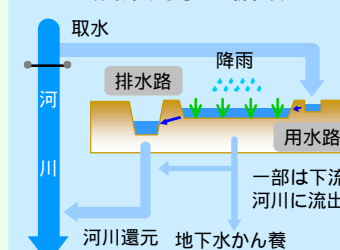


安定した生産基盤を基に産地づくりを展開

(特産米「あさか舞」のゆづりパック販売件数)



水田かんがいによる農業用水の循環



資料) 新安積地区、JA郡山市

農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献

農地等に対する被害の防止

施策の内容

災害危険性等を考慮した効果的な農地防災対策の実施

排水施設の整備

都市化の進展等により流出量が増加し、大雨時に農用地の湛水被害が発生。このため、排水施設を整備し、被害を解消。地域内の宅地等の被害も併せて解消。



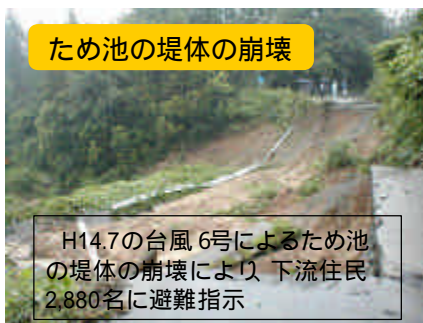
湛水状況



排水施設の整備

ため池の改修

ため池は、決壊すると下流地域の農用地に甚大な被害を及ぼすため、堤体等の改修を推進。これによって宅地等の被害も併せて防止。



ため池の堤体の崩壊

H14.7の台風6号によるため池の堤体の崩壊により、下流住民2,880名に避難指示



ため池

河川

宅地等

主な構成事業

国営総合農地防災事業、直轄地すべり対策事業、ため池等整備事業、湛水防除事業等

目指す成果

湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積
約100万ha (H14) 約76万ha (H19)

約24万haの農用地(宅地や公共施設などを含めると約29万ha)において、農業災害の防止、農業用排水の汚濁の除去、農用地の土壌の汚染の防止又は除去、農業用施設の効用の低下の回復等を図り、農用地整備の前提となる条件整備を実施

達成する姿

安全な農業、安心な暮らしを実現

整備前

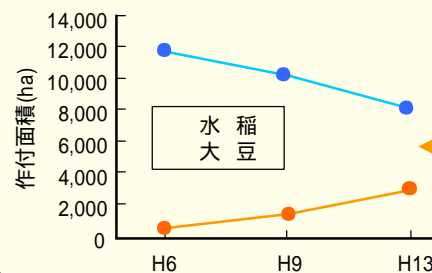


集水区域
湛水被害面積:450ha
(宅地被害3,000戸)

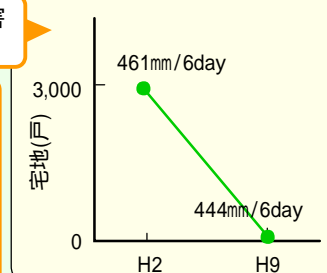
整備後



集水区域
湛水被害面積:0ha
(宅地被害0戸)



宅地の湛水被害が解消
湛水被害の解消により、稲作中心の経営から大豆等、水田の畑利用による多様な農業が展開。



資料) 事業実施地区の事例